

パブリックコメント資料

第2次小美玉市男女共同参画推進計画（素案）

いろとりどりパレットプラン

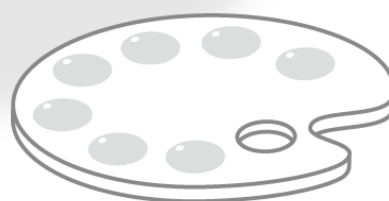
第2次小美玉市男女共同参画推進計画（素案） いろとりどりパレットプラン 目次

1	序論	1
Ⅰ	計画の基本的考え方	2
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	策定体制	3
5	計画策定にあたっての基本的考え方	4
Ⅱ	計画の背景と小美玉市を取り巻く動向	5
1	社会的背景	5
2	関連計画	7
3	小美玉市の概況	8
2	基本構想	11
Ⅰ	基本理念	12
Ⅱ	基本目標	13
Ⅲ	施策体系	14
3	基本計画	15
	基本目標1 わかる・認める 男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する	17
	重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり	21
	重点目標2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進	25
	重点目標3 多文化共生社会の実現への理解促進	29
	基本目標2 輝く・活躍 あらゆる分野における女性の活躍を推進する	31
	重点目標1 政策立案・方針決定への男女共同参画	35
	重点目標2 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍	37
	基本目標3 安心・幸せ 生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する	41
	重点目標1 安心して暮らせる環境の整備	45
	重点目標2 心と身体の保護	49
	基本目標4 創る・進める 推進体制を整備する	53
	重点目標1 推進体制の整備・充実	55

1

序論

第2次小美玉市男女共同参画推進計画



I 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

我が国では日本国憲法において、個人の尊厳、法の下での平等をうたっており、これまで「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「DV防止法」、「女性活躍推進法」等の法制度の整備により、男女共同参画社会実現に向けた取組が進められているところです。

本市においても、平成22年3月に「まずは一步踏み出そう。男女平等のまちを目指して」を基本理念に「小美玉市男女共同参画推進計画 いろとりどりパレットプラン」を策定し、様々な取り組みを推進してきました。

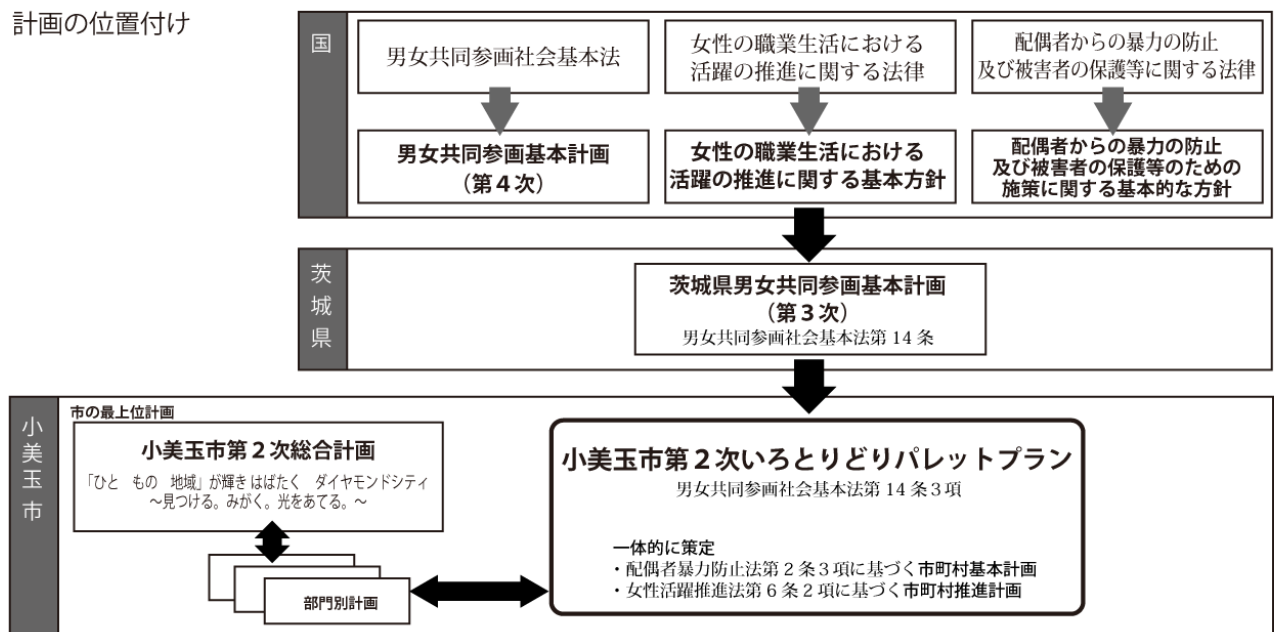
このような取り組みによって、男女共同参画社会の実現に向けた市民意識や、男女の性別による固定的役割分担意識、仕事と家庭生活の調和、ドメスティック・バイオレンスに対する意識などは、次第に変化しつつあります。また、計画策定から10年が経過し、人口減少や高齢化、グローバル化、ICTの進展、地球温暖化等環境問題の深刻化、災害の激甚化など小美玉市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、社会情勢の変化や本市が抱える課題に的確に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を示すため、「第2次小美玉市男女共同参画推進計画 いろとりどりパレットプラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法第14条第3項」に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- 本計画は、内閣府「男女共同参画基本計画（第4次）」及び「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」を踏まえるとともに、「小美玉市第2次総合計画」との整合を図り、推進していくものです。
- 本計画の一部として、「配偶者暴力防止法第2条3項」に基づく「市町村基本計画」、及び「女性活躍推進法第6条2項」に基づく「市町村推進計画」を一体的に策定します。
- 本計画は、市民と行政が連携し、男女共同参画社会の実現のための施策を推進するための計画として策定するものです。

計画の位置付け



3 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の5か年を計画期間とします。

当初策定の計画は、計画期間を10年間としていましたが、国、県の計画期間との整合を図り、計画期間を5か年としました。

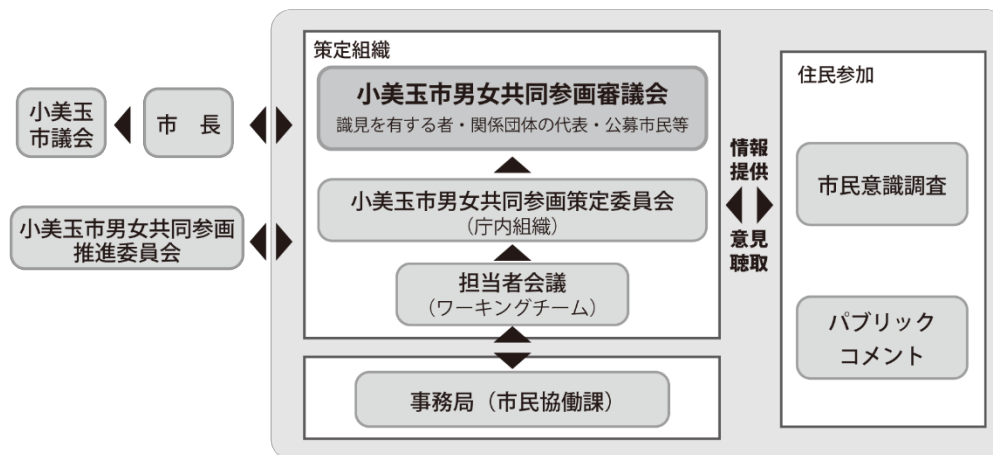
令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第2次総合計画(2018年度～2027年度)										
第2次パレットプラン(2020年度～2024年度)										
						策定期間 第3次パレットプラン(2025年度～2029)				

4 策定体制

本計画は、学識経験者等で構成される小美玉市男女共同参画審議会及び庁内組織として関係部長で構成される小美玉市男女共同参画策定委員会の審議を経て策定します。また、策定委員会の運営において必要な事項を処理する場合、策定委員会の下部に関係各課担当で構成される担当者会議（ワーキングチーム）をおきます。

住民参加においては、市民意識調査、パブリックコメントを実施し、計画に反映するものとします。

計画の策定体制



5 計画策定にあたっての基本的考え方

本計画の策定にあたっては、以下の5つの視点をもって取り組みます。

視点1 小美玉市らしい男女共同参画社会形成のための計画づくり

- ▶ 先進事例調査等により、小美玉市に適した取組を検証し、小美玉市らしい計画づくりを推進します。
- ▶ 地域に即した取組を、創意工夫をもって位置づけます。特に小美玉市の特徴であるシビック・プライドを活用した意識啓発の手法や市民活動を活用した取組、更には現在小美玉市で活躍している輝く女性にフォーカスした取組を積極的に位置づけることにより、小美玉市らしい独自性のある計画づくりを推進します。

視点2 具体的な数値目標の設定により明確な目標をもった計画づくり

- ▶ 国及び県が掲げる水準や周辺自治体の状況から目指すべき市の目標水準を検討します。
- ▶ 市の弱み、強みを把握し、重点的に取組むべきところ、先進的に取組むべきところについては、積極的な数値目標を設定します。

視点3 時代の変化、時代の要請に即した計画づくり

- ▶ 女性活躍推進法や、DV防止法など本計画に盛り込むべき法改正や子ども・子育て支援法、まち・ひと・しごと創生法など、本計画を取り巻く、法改正に対応した計画づくりを推進します。
- ▶ SDGs（持続可能な開発目標）に掲げる「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」を踏まえた計画づくりを推進します。

視点4 計画の推進に基づく成果の検証を踏まえた計画づくり

- ▶ 10年間の経過の中で、男女平等意識がどのくらい変わってきているか、その実態を把握し計画に反映します。
- ▶ 計画の推進により、どのような効果が上がっているかを検証し、計画に反映します。

視点5 市民にも、行政（職員）にも、わかりやすい計画づくり

- ▶ 市民が興味を持って手にとれる柔らかいイメージの概要版の作成など、意識啓発に創意工夫のある計画づくりを推進します。
- ▶ 簡易な構成、分かりやすい構成を目指し、行政にとっても使いやすい（進行管理や目標の実現が目指しやすい）計画づくりを推進します。

Ⅱ 計画の背景と小美玉市を取り巻く動向

1 社会的背景

(1) 国・茨城県の動き

年代	国の動き	茨城県の動き
1975 (S50) 年	婦人問題企画推進本部設置、婦人問題企画推進会議開催	
1977 (S52) 年	「国内行動計画」策定、「国立婦人教育会館」(現・国立女性教育会館) 設置	
1978 (S53) 年		生活福祉部に青少年婦人課を設置、男女共同参画への取組開始
1979 (S54) 年	「女子差別撤廃条約」署名	
1980 (S55) 年		
1981 (S56) 年	「国内行動計画後期重点目標」策定	
1985 (S60) 年	「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (S61) 年	婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大)、婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987 (S62) 年	「西暦 2000 年に向けての国内行動計画」策定	茨城県立婦人教育会館を設置
1988 (S63) 年	女子差別撤廃条約実施状況第 1 回報告審議	
1990 (H2) 年		婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言
1991 (H3) 年	「育児休業法」の公布	「いばらきローズプラン 21」を策定
1993 (H5) 年	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下、パートタイム労働法)の公布	
1994 (H6) 年	男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置、女子差別撤廃条約実施状況第 2 回及び第 3 回報告審議	福祉部に女性青少年課を設置
1995 (H7) 年	「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正(介護休業制度の法制化)	
1996 (H8) 年	男女共同参画推進連携会議発足、「男女共同参画 2000 年プラン」策定	「いばらきハーモニープラン」を策定
1997 (H9) 年	男女共同参画審議会設置(法律)、「介護保険法」公布	茨城県立婦人教育会館の名称を茨城県女性プラザに改名
1999 (H11) 年	「男女共同参画社会基本法」公布、施行、「食料・農業・農村基本法」公布、施行	女性青少年課が福祉部から知事公室へ組織改編
2000 (H12) 年	「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001 (H13) 年	男女共同参画会議及び男女共同参画局設置、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行、第 1 回男女共同参画週間(以降、毎年実施)、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	「茨城県男女共同参画推進条例」を制定、施行、「茨城県男女共同参画審議会」を設置、「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」へ名称の変更
2002 (H14) 年	アフガニスタン復興支援国際会議(東京開催)	「茨城県男女共同参画基本計画」を策定、「男女共同参画苦情・意見処理委員会」を設置
2003 (H15) 年	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定、女子差別撤廃条約実施状況第 4 回及び第 5 回報告審議、「少子化社会対策基本法」公布、施行、「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004 (H16) 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2005 (H17) 年	「男女共同参画基本計画(第 2 次)」閣議決定、「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「女性プラザ男女共同参画支援室」を開設
2006 (H18) 年	「男女雇用機会均等法」改正、第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催、「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	
2007 (H19) 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正、「パートタイム労働法」改正、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「いばらきの快適な社会づくり基本条例」を制定
2009 (H21) 年	「育児・介護休業法」改正、女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議	
2010 (H22) 年	APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク(WLN) 会合(東京開催)、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定、「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定	「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」を策定
2011 (H23) 年		「茨城県男女共同参画基本計画(第 2 次)」を策定
2013 (H25) 年	若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成 26 年 1 月施行)	
2014 (H26) 年	「パートタイム労働法」改正、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo 2014) 開催(以降、毎年開催)	「ウィメンズパワーアップ会議」を設置、「ウィメンズパワーアップ会議からの提言～チェンジ! チャレンジ! いばらきウーマン!!～」の提言書を受けた
2015 (H27) 年	「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定(以降、毎年策定)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行(翌年、全面施行)「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定、安保理決議 1325 号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	
2016 (H28) 年	女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告審議、「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正	「茨城県男女共同参画基本計画(第 3 次)」を策定
2017 (H29) 年	刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)	
2018 (H30) 年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について ～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	
2019 (R 元) 年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を施行

(2) 小美玉市の動き

年（西暦）	男女共同参画に関する主な動き
平成 14 年（2002 年）	旧美野里町で美野里町男女共同参画行動計画「花のわプラン」を策定
平成 16 年（2004 年）	旧小川町で小川町男女共同参画計画「ハーモニー 21」を策定
平成 18 年（2006 年）	旧小川町、旧美野里町、旧玉里村が合併し、「小美玉市」として市制を施行 市長公室 企画調整課に男女共同参画係を設置
平成 20 年（2008 年）	「小美玉市男女共同参画条例」の制定に向けて「小美玉市男女共同参画推進委員会」を設置 「小美玉市男女共同参画推進計画」策定に向けて「小美玉市男女共同参画計画策定委員会」を設置 同年 1 2 月に市民 2,000 人を対象とした「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施 「小美玉市男女共同参画条例」を制定
平成 21 年（2009 年）	「小美玉市男女共同参画推進計画」策定に向けて「小美玉市男女共同参画審議会」、「小美玉市男女共同参画計画策定ワーキングチーム」を設置
平成 22 年（2010 年）	「小美玉市男女共同参画推進計画 いろとりどりパレットプラン」を策定 「女性人材リスト」の募集開始
平成 25 年（2013 年）	男女共同参画啓発パンフレットを作成
平成 26 年（2014 年）	市民実行委員会による「人生、いろどり」小美玉上映会の開催 男女共同参画係が市長公室 市民協働課へ組織改編
平成 27 年（2015 年）	おみたま男女共同参画推進フォーラム（第 1 回）の開催
平成 28 年（2016 年）	女性活躍推進事業（企業トップセミナー、女性起業・創業セミナー）を開催
平成 29 年（2017 年）	小美玉市女性活躍推進フォーラムを開催 「小美玉市女性活躍推進計画」を策定
平成 30 年（2018 年）	「小美玉市女性活躍プロジェクトチーム」を設置 女性活躍推進事業（女性のリーダーシップ開発講座、フリマアプリ活用講座、女性のためのマーケティング講座）を開催
令和元年（2019 年）	「第 2 次小美玉市男女共同参画推進計画」策定に向けて「小美玉市男女共同参画審議会」、「小美玉市男女共同参画計画策定委員会」を設置 同年 6 月に市民 2,000 人を対象に「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施

2 関連計画

(1) 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日）

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和7年度末までの「基本的な考え方」並びに令和2年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるものです。

目指すべき社会
○男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
○男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
○男性中心型労働慣行(注)等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
○男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

政策領域（第4次計画で改めて協調している視点）	施策の基本的方向
I あらゆる分野における女性の活躍	男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進 科学技術・学術における男女共同参画の推進
II 安全・安心な暮らしの実現	生涯を通じた女性の健康支援 女性に対するあらゆる暴力の根絶 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
IV 推進体制の整備・強化	

(2) 茨城県男女共同参画基本計画（第3次）（平成28年度～令和2年度）

男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して、中長期的な展望に立った茨城県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すため、「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」が策定されました。

基本目標	重点課題
基本目標Ⅰ ～人が変わる～ 様々な分野における男女共同参画の推進	男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍 政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大 女性の更なる社会への参画の促進 地方創生と地域社会における男女共同参画の促進
基本目標Ⅱ ～組織が変わる～ 持続可能で多様な働き方のための環境の整備	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進 雇用の場における平等の確保・持続可能で多様な働き方のための環境整備 女性の活躍による農山漁村の活性化
基本目標Ⅲ ～社会が変わる～ 一人ひとりの人権が尊重される幸せな社会の構築	教育・メディア等を通じた意識の改革、理解の促進 生涯を通じて一人ひとりが幸せに暮らせる環境の整備 男女共同参画の視点に立った各種制度や支援の整備

※計画書作成時の平成31年度以降の元号は令和に書き換えています。

3 小美玉市の概況

(1) 人口推移

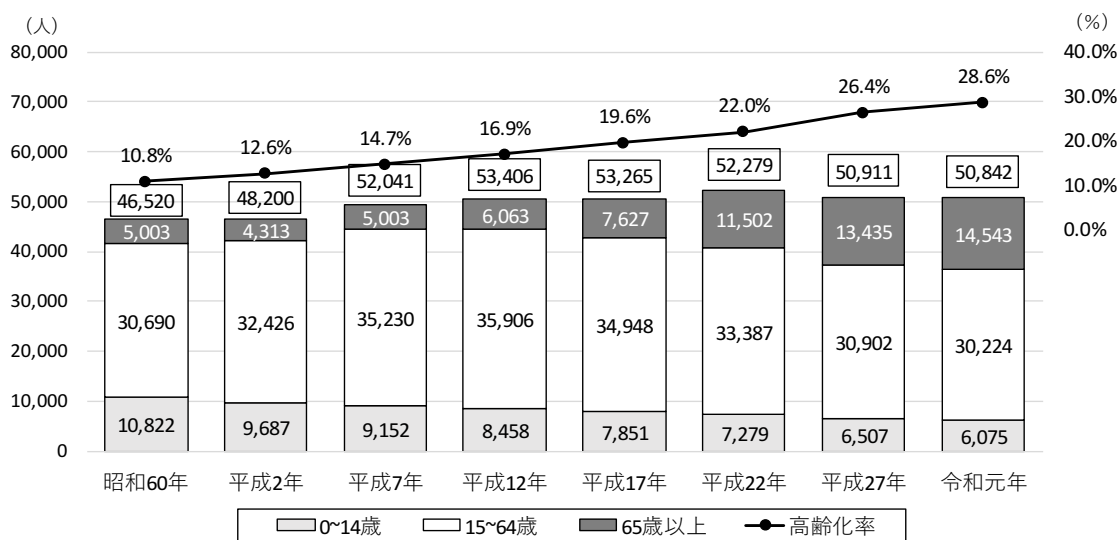
■市の総人口（年齢3区分別人口）、高齢化率

本市の人口の推移をみると、平成2年から大きく人口が増加し、以降はほぼ横ばいで推移してきましたが、平成22年から減少傾向にあります。

また、高齢化率は上昇を続けており、平成20年には5人に1人が65歳以上となっています。

一方、15歳未満の人口は昭和60年をピークに減少傾向にあり、令和元年にはピーク時の約6割程度にまで落ち込んでいます。

本市でも少子高齢化が顕著であることがわかります。

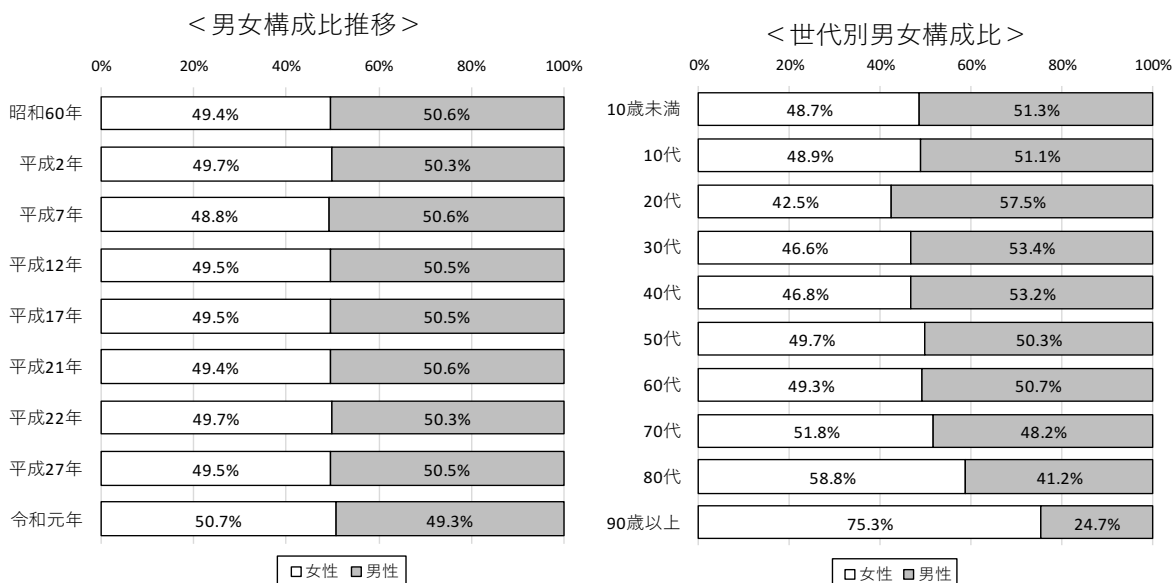


資料：国勢調査、住民基本台帳（令和元年10月1日時点）

■男女構成比

男女構成比は、わずかに男性が女性の割合を上回り推移していましたが、令和元年では女性が男性の割合を上回りました。

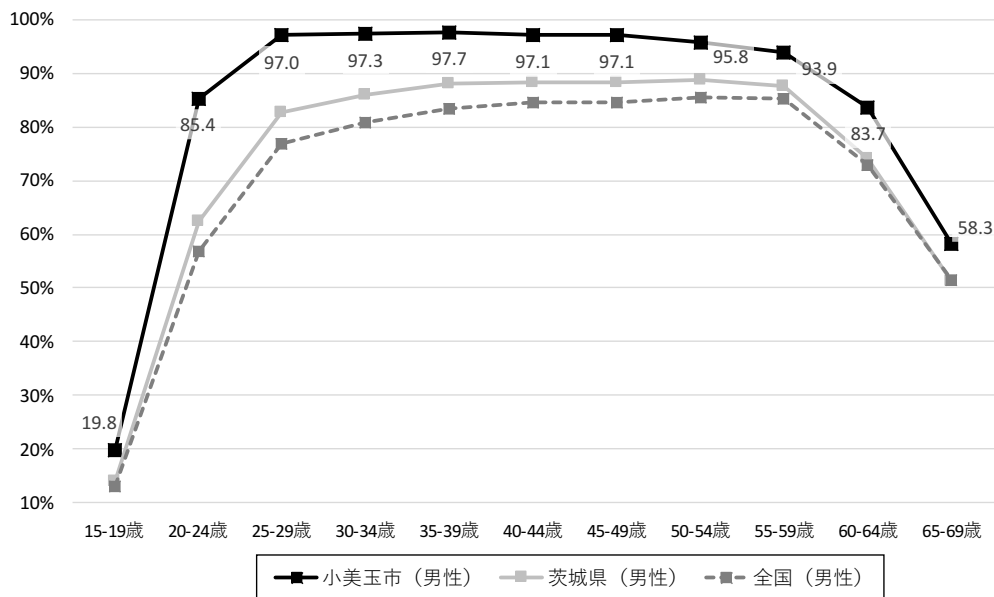
世代別にみると、60代までは男性の割合が高いものの、70代以上は女性の割合が上回っています。



資料：国勢調査、住民基本台帳（令和元年10月1日時点）

■国・茨城県・小美玉市の男性の就業率

本市の男性の就業率は、20歳以降で80%を超え、25歳から59歳までは90%以上で安定して推移しています。国、茨城県と比較して、就業率が高くなっており、特に20歳-24歳で20%以上の差があります。若年層と高齢層で大きく下がる、アーチ型で推移し、国、茨城県も同様な形となっています。

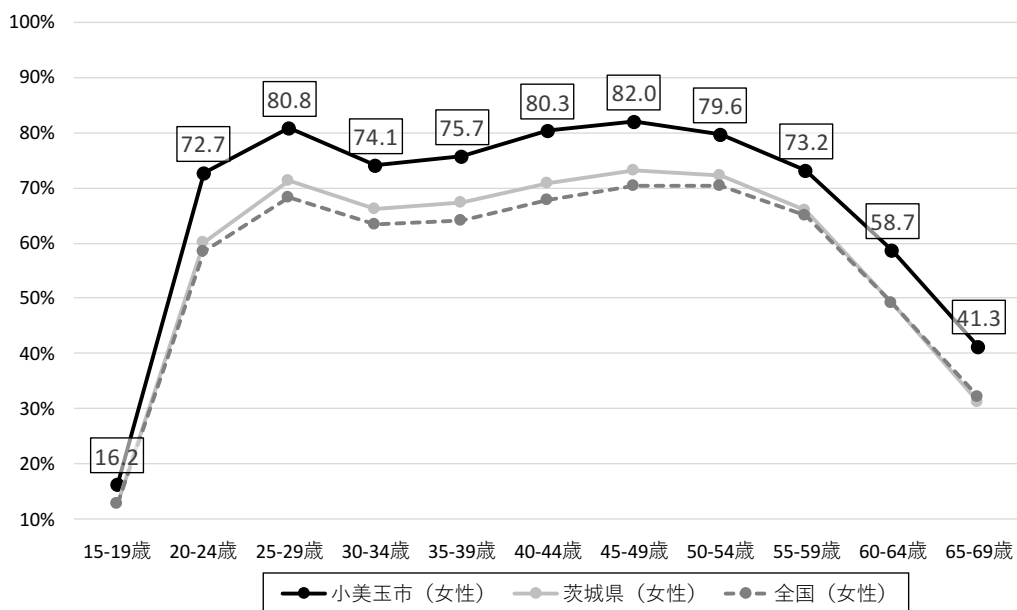


資料：国勢調査

■国・茨城県・小美玉市の女性就業率の推移

本市の女性の就業率は、25歳から59歳まで70%~80%を超えて推移しています。一度、30-34歳で減少し、35歳以降再び上昇をしています。

国、茨城県と比較して、就業率が高くなっています。緩やかではありますが、結婚・出産を機に一度下がり、育児が落ち着いた頃に上昇する「M字カーブ」を示しており、国、茨城県も同様な形となっています。

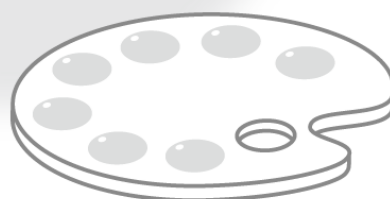


資料：国勢調査

2

基本構想

第2次小美玉市男女共同参画推進計画



I 基本理念

本市では、「まずは一步踏み出そう。男女平等のまちを目指して」を基本理念に掲げ、意識を行動に変えることを目標に様々な機会において「はじめの一步」を踏み出してきました。

この10年の男女共同参画を取り巻く状況を見ると、男女平等に関する意識については、「家庭生活」「職場」「学校」では平等と考える人が増えているのに対し、「地域活動の場」や「社会通念・慣習・しきたり」では、依然として男性が優遇されていると感じている人が多い状況にあります。さらに、「政治の場」「社会全体」については、むしろ「男性の方が優遇されている」と感じている人が増加している状況です。身近なところで男女平等意識が浸透してきていることを強みとし、政治の場や社会全体を動かしていくことが求められています。

一方で、結婚や出産後も働き続ける女性は増加し、男性の家事や育児へ参加も以前より進んできています。我が国が抱える少子高齢化、人口減少といった問題も視野に入れた取組を推進していくためには、女性が能力を开花させ、社会のあらゆる分野での活躍を促していくことが求められます。

すべての人が性別にとらわれることなく、認め合い、個性と能力を発揮できる社会を目指して、小美玉市は、新たなステージへと進んでいくことが求められています。

そこで「第2次小美玉市男女共同参画推進計画 いろとりどりパレットプラン」の基本理念を次のように定めます。

認め合い、高め合い、ともに目指そう男女平等のまち



Ⅱ 基本目標

本計画の基本理念を踏まえ、計画の基本目標を以下のように定めます。

基本目標 1 わかる・認める

男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

- 1 男女共同参画に向けた意識づくり
- 2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進
- 3 多文化共生社会の実現への理解促進



基本目標 2 輝く・活躍

あらゆる分野における女性の活躍を推進する

- 1 政策立案・方針決定への男女共同参画
- 2 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍



基本目標 3 安心・幸せ

生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

- 1 安心して暮らせる環境の整備
- 2 心と身体の保護



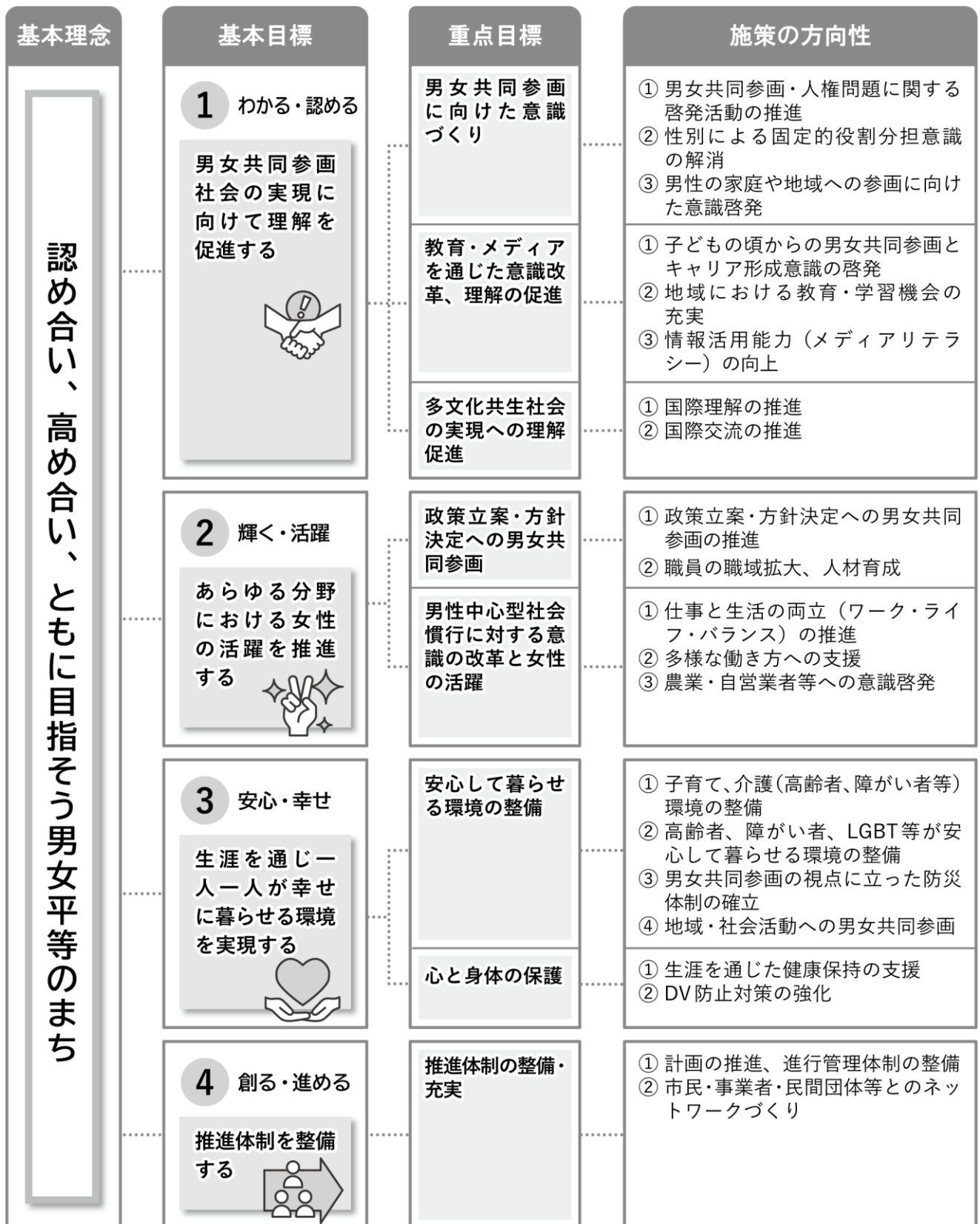
基本目標 4 創る・進める

推進体制を整備する

- 1 推進体制の整備・充実



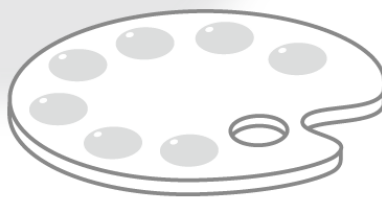
Ⅲ 施策体系



3

基本計画

第2次小美玉市男女共同参画推進計画



基本計画の構成について

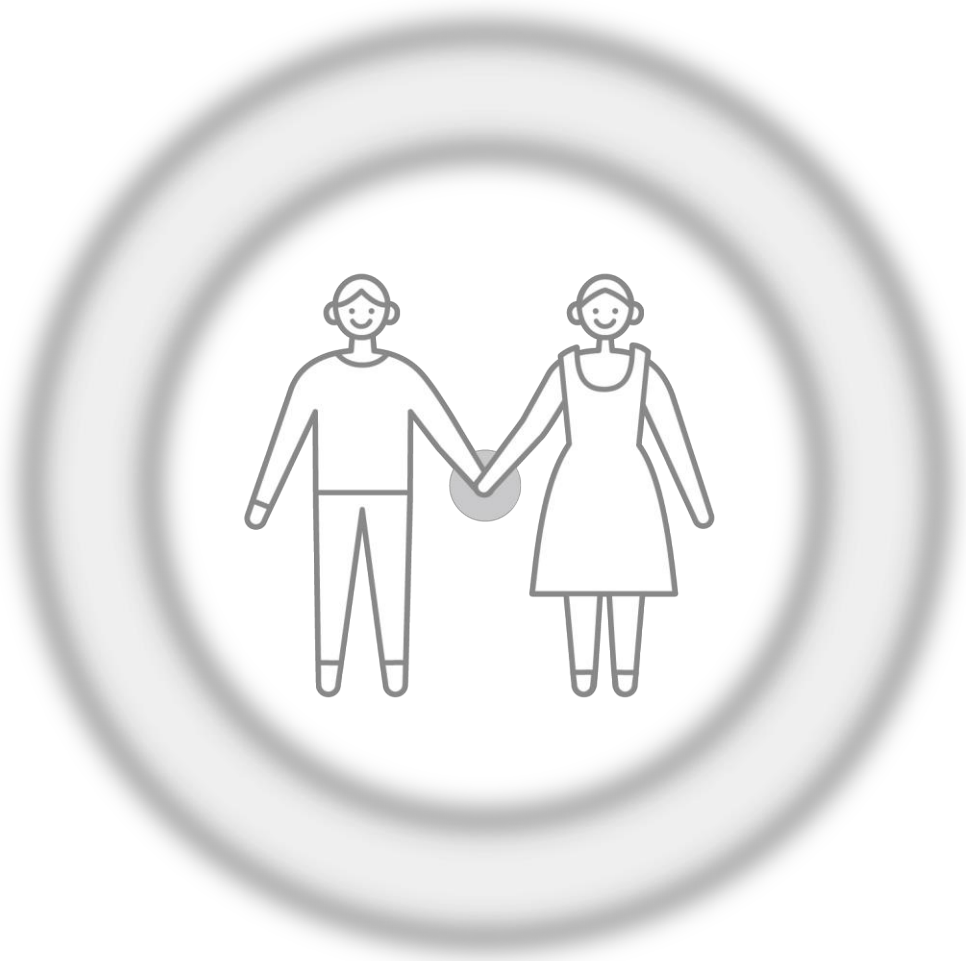
基本計画は、基本目標ごとに「現状と課題」、「施策の体系」、「目標指標」、「施策の方向性」、「具体的施策」で構成されています。

また、1序論Ⅰ 計画の基本的考え方の5 計画策定にあたっての基本的考え方（p4）の視点を踏まえて作成しています。

「現状と課題」は、「視点4 計画の推進に基づく成果の検証を踏まえた計画づくり」の視点から、市民意識調査結果や本市の10年間の男女共同参画の取組から整理しています。

「視点2 具体的な数値目標の設定により明確な目標をもった計画づくり」の数値目標として、基本目標Ⅰ～Ⅲの各重点目標に「目標指標」を設定しています。

「施策の方向性」、「具体的施策」は、「視点1 小美玉市らしい男女共同参画社会形成のための計画づくり」と「視点3 時代の変化、時代の要請に即した計画づくり」の視点を取り入れています。



① わかる・認める

男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

わかる・認める

男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

▼男女共同参画社会の形成を、市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから実現に向け、意識づくりや啓発等を推進していきます。

現状と課題

重点目標1

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を解消するための取組が必要

▶ 「男女共同参画に向けた意識づくり」については、講習会・講演会の開催、広報紙やパンフレットによる広報活動など、様々な啓発活動に取り組んできたところです。

しかしながら、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について（市民意識調査）^①は「賛成」が2～3割見られ、性別による固定的役割分担意識がまだ根強く残っていることがわかりました。

現在、社会情勢の変化とともに多様化が進んでおり、女性の社会進出が拡大しています。今後も活躍を広げていくためには、家庭など身近なところでの男性の協力が不可欠です。また、「家庭での家事分担」について（市民意識調査）^②で、「夫婦共同」と答えた女性の割合に対し男性の割合の方が高く、男女間で意識の差がみられました。

今後も、性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、より効果的な啓発活動を進めるとともに、家庭での家事・育児などに男性が参画する重要性についての意識啓発を促進する必要があります。

重点目標2

性別にとらわれず、それぞれが持つ個性や能力を発揮できる教育が必要

▶ 「教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進」については、学校教育の場において、人権教室の開催やキャリア教育など、次代を担う子どもたちが男女共同参画や人権尊重の意識を育み、性別にとらわれることなく、可能性を広げるための教育を実施しています。

「学校教育の場」における平等感について（市民意識調査）^③は、前回調査（平成20年）と比べ、「平等」が増加しており、学校教育の場で男女平等が定着してきていることがわかります。

地域においても男女共同参画推進について市民が主体的に学べるよう、市民ニーズに合った講座等の提供が求められています。

昨今、めまぐるしく発展を続ける情報化社会の中で、中高生の多くがスマートフォンを所持する等、インターネットが子ども達にとってより身近となりSNS上でのいじめ・人権侵害なども発生しています。今後は、子どもたちに、学校や家庭で情報モラルや適切なインターネット利用などについての教育の充実を図ることにより、いじめや人権侵害等の抑制の対策を強化する必要があります。また、保護者、青少年育成団体等を対象に研修会や啓発活動を進めていくことが必要です。

重点目標3

「多文化共生社会」について市民の理解を深めることが必要

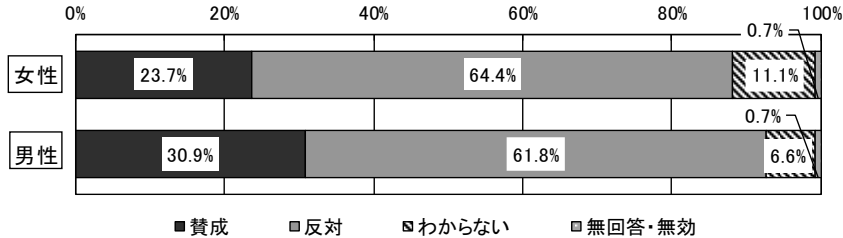
▶ 「多文化共生社会の実現への理解促進」については、学校教育の場で国際理解教育を行っているほか、姉妹都市との相互交流や国際ひろばの開催等、市民ボランティア組織等に支えられながら多様な国際交流を実施しています。

茨城空港の開港以降、外国人観光客が増加し、国際化も進展しています。また、2020年オリンピック・パラリンピックを契機に、文化や習慣の違いを理解し受け入れる意識づくりが必要です。

今後は、引き続き国際社会における男女共同参画に関する情報や国際交流に関する情報の収集・提供を行うとともに、行政サービスの充実にも努める必要があります。また、活動団体の支援や市民ボランティアの育成・支援、外国人住民との交流の促進をさらに進め、多文化共生について市民理解を深めていく必要があります。

◆「男性は仕事、女性は家庭」という考えについて、男女ともに半数以上が「反対」。
しかし、2～3割は今も「賛成」という意識がある。

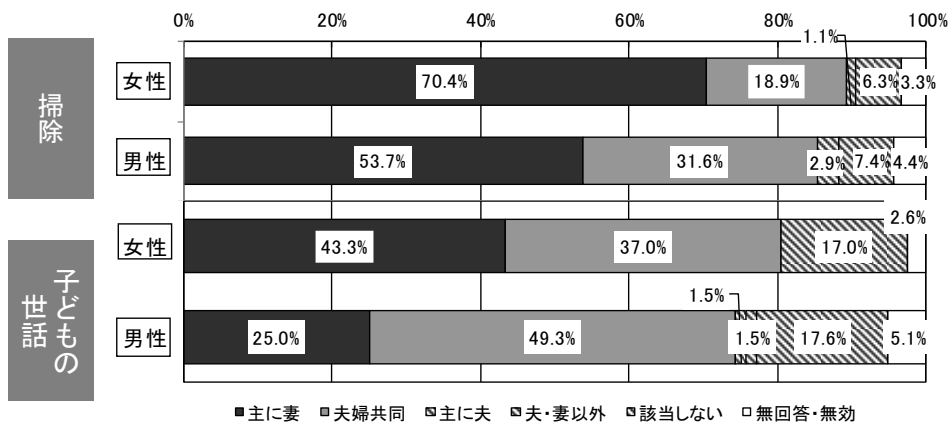
☞ 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について



※賛成・反対にはどちらかといえば賛成・反対も含む

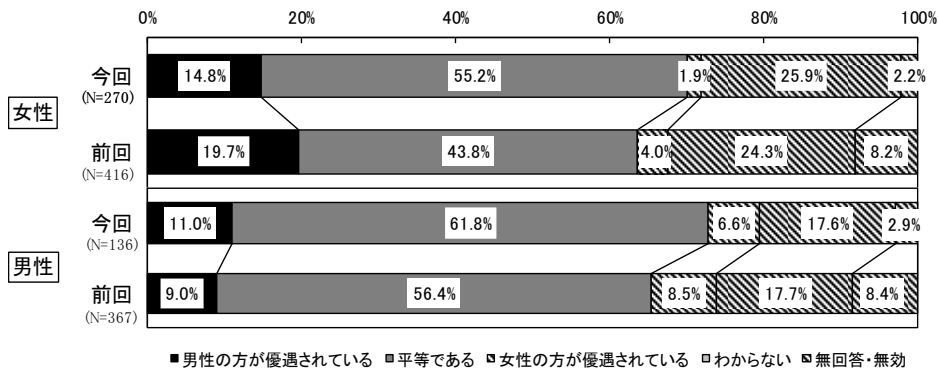
◆「掃除」と「子どもの世話」でとくに男女の意識の差が大きい。
しかし、子どもの世話は「夫婦共同」の割合は高い。

☞ 家事分担の意識について



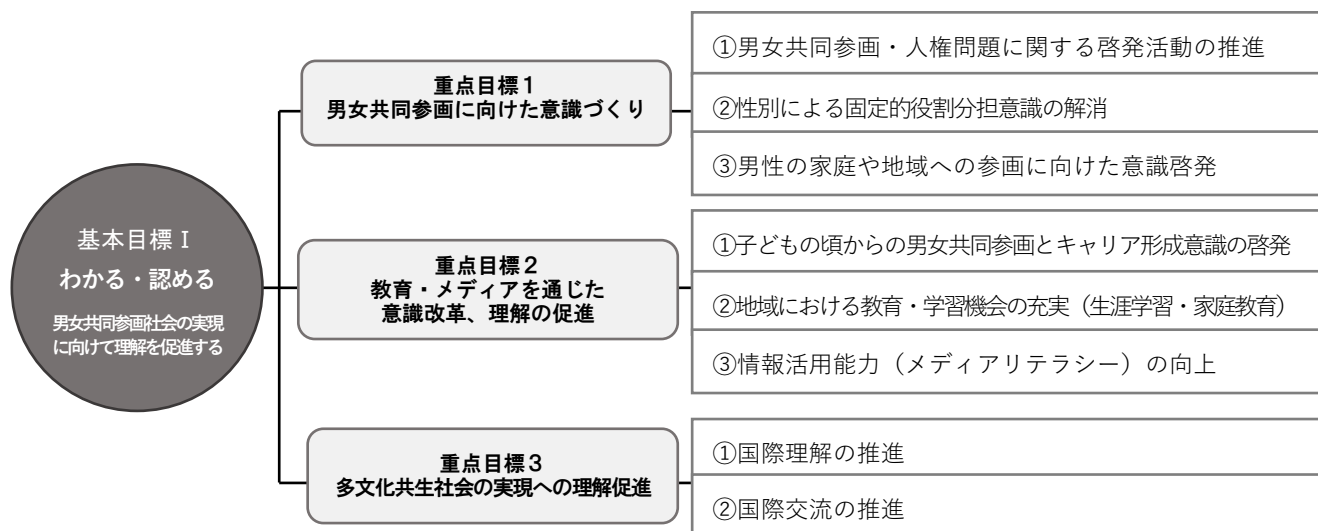
◆「学校教育の場」は男女ともに半数以上が「平等」と感じている。
さらに前回調査時（平成20年実施）よりも「平等」が増加。

☞ 学校教育の場における平等



※優遇されているには、非常に優遇・どちらかといえば優遇も含む

施策の体系



目標指標

目標指標	内容	H20年	現況値 R1年	目標値 R6年	担当課
「男女共同参画社会」という言葉の周知度	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「男女共同参画社会」の言葉について、「内容を知っている」と答えた人の割合の拡大を目指す。	(女性) 13.7%	(女性) 19.1%	(女性) 23.0%	市民協働課
		(男性) 15.3%	(男性) 18.5%	(男性) 23.0%	
性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「男性は仕事、女性は家庭」に「反対する（どちらかといえば反対も含む）」と答えた人の割合の拡大を目指す。	-	(女性) 64.4%	(女性) 67.0%	市民協働課
		-	(男性) 53.3%	(男性) 63.0%	
男女共同参画推進事業の参加者数	男女共同参画推進事業の参加者の拡大を目指す。（レイクエコー講座・男女共同参画研修講座・男女共同参画推進フォーラム等）	-	(H30年) 416人	500人	市民協働課
学校教育の場での男女の平等の意識	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「学校教育の場」で男女の地位が「平等」になっていると答えた人の割合の拡大を目指す。	(女性) 43.8%	(女性) 55.2%	(女性) 60.0%	市民協働課
		(男性) 56.4%	(男性) 61.8%	(男性) 65.0%	
「国際交流ひろば」の参加者数	「国際交流ひろば」等の交流イベントの参加者数の拡大を目指す。	120人	(H30年) 450人	500人	市民協働課

男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性

①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進

人が互いに個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、誰もがひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。すべての人が、仕事、家庭、地域において、それぞれの意欲に応じたあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現を目指していくことが大切です。



私たち一人ひとりが、人権を尊重し、自立し、活躍できる社会を実現するため、人権や男女共同参画に関する講演会・講習会の開催や、広報紙・ホームページ・SNS 等各種媒体を活用し、より多くの市民へ情報を発信することにより、啓発活動を推進します。

また、小美玉市男女共同参画推進委員会を定期的で開催し、活動についての情報発信を行うなど、本市の男女共同参画を推進します。

●主な施策

男女共同参画・人権問題についての講演会、講習会の開催、参加促進
各種媒体による広報、啓発活動の推進
男女共同参画・人権問題についての資料収集、情報提供
小美玉市の男女共同参画の推進

②性別による固定的役割分担意識の解消

若い世代を中心に変化しつつありますが、市民の意識の中には、今も「夫は仕事、妻は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見が残っています。男性と女性では認識に差が見られ、家事・育児や家族の介護といった家庭的責任の役割の多くの部分を女性が担っている現状があります。



市民が、性別にとらわれることなくあらゆる分野で活動するためには、これまでの社会制度・慣行の見直しが必要です。男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など就労に関する法制度の周知に努め、就労に関する相談体制の充実や情報提供を行います。

●主な施策

就労に関する法制度の周知
相談体制の整備

③男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発

これまでの長時間勤務や転勤など男性中心の働き方を前提とした労働慣行を見直す動きが出てきている中、男女が互いに協力し、家族としての役割も果たしながら仕事や地域活動等が行えるようにしていくことが重要です。また、男性が家庭や地域へと参画していくためには、男性自身の意識だけでなく家族や地域、職場など周囲の理解や意識も変わっていくことが求められています。



男性が家事や育児、介護などに自らに参画していくよう市民の意識を変えていくために様々な情報を発信するとともに、地域をテーマにした講習会を開催していきます。

また、男性が生涯学習講座などに参加しやすい学習機会の提供に努めるとともに、そこで得た学習成果を地域活動に活かしていく仕組みづくりを推進します。

●主な施策

男性に向けた男女共同参画に対する市民の意識づくり
学習機会の充実と指導者の育成

具体的施策

重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性 ① 男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
1	男女共同参画・人権問題についての講演会、講習会の開催、参加促進	① 講演会（フォーラム）、講習会の開催、啓発活動 ・より多くの人々が「男女共同参画とは何なのか、なぜそれが必要なのか」について正しく理解できるよう、啓発活動の内容の充実とともに、わかりやすさにも配慮します。 ・多くの市民が参加する催しや、地域のイベントなどに足を運び、啓発活動を行います。 ② 県や近隣市町村主催の講演会、講習会への参加促進 ・より多くの人々が参加できるよう、県や近隣市町村主催の講演会、講習会の情報収集に努め、積極的に市民への情報提供を行います。	市民協働課
2	各種媒体による広報、啓発活動の推進	① 広報紙、市ホームページ、SNS 等による情報発信、啓発パンフレットの配布 ・男女共同参画に関する情報を、各種媒体を用いて市民へ情報を発信します。 ・人権問題に関する啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布、人権相談所の開設等の情報提供を行います。	市民協働課 社会福祉課
3	男女共同参画・人権問題についての資料収集、情報提供	① 男女共同参画社会に関する国、県、他自治体の情報や図書・視聴覚資料等の収集 ・国や県、他自治体から提供される情報や図書、事業の案内などを収集し、男女共同参画の動向を把握します。 ② 男女共同参画に関する啓発図書やDVD等の貸出、及びデータの公表 ・啓発図書やDVDの貸出業務を行います。 ・男女共同参画推進計画の進捗状況や国、県等の男女共同参画に関わる各種データを市ホームページで公表をします。	市民協働課
4	小美玉市の男女共同参画の推進	① 小美玉市男女共同参画推進委員会の活動 ・小美玉市の男女共同参画を推進するため、小美玉市男女共同参画推進委員会を継続して開催するとともに、男女共同参画に関する情報発信を行います。	市民協働課
施策の方向性 ② 性別による固定的役割分担意識の解消			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
5	就労に関する法制度の周知	① 男女雇用機会均等法、法制度の周知 ・働く場における男女共同参画の推進に関わる法制度（労働者としての権利の行使）を周知するため、事業者や労働者を対象とした講習会を開催します。また、法制度を周知するためのパンフレットを配布します。 ・女性活躍推進法に関するパンフレットやポスター等を庁舎内に設置、配布を行います。	商工観光課 市民協働課
6	相談体制の整備	① 就労に関する相談体制の整備 ・よりきめ細やかな相談業務が行えるよう、関係機関との連携を強化します。また、相談者の利便性を考慮し、窓口の一本化を図ります。 ・母子・父子自立支援員・関係機関と共に就労に関する相談・アドバイス等支援に努めます。 ② 市民への相談窓口や相談業務についての情報提供 ・広報紙や市ホームページ等を通して、相談窓口について市民への周知活動を行います。 ・ハローワークからの情報を市役所に相談コーナーに設置し、情報提供を行います。	商工観光課 農政課 子ども福祉課 市民協働課

施策の方向性 ③ 男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
7	男性に向けた男女共同参画に対する市民の意識づくり	<p>① 広報紙、市ホームページによる情報発信、パンフレットの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性に向けた男女共同参画に関する情報（男性の育児休暇やワーク・ライフ・バランスなど）を、各種媒体を用いて発信します。 <p>② 講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク等の手法を取り入れながら、参加者の自主性を促し、地域をテーマにした講習会や講座等を行います。 	市民協働課
8	学習機会の充実と指導者の育成	<p>① 学習機会の提供、学習成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館等の各種講座に対する市民ニーズを把握し、学習意欲の掘り起こしや適切な学習機会の提供に努めます。また、生涯学習で得た知識や技能など学習の成果を生かせるよう支援に努めます。 	生涯学習課

◆重点目標 2

教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進

施策の方向性

①子どもの頃からの男女共同参画とキャリア形成意識の啓発

子どもの頃から、自分を大切にし、他者への思いやりを持ち、男女共同参画の意識についての正しい理解を持つために教育の充実を図ることは重要です。次代を担う子どもたちが、個性や能力を十分に発揮し、多様な選択ができるような教育の推進が求められています。



幼児期から継続して、人権や男女平等についての正しい理解と認識が身につくような教育を進めるとともに、教職員等への研修の充実を図ります。

子どもたちの個性や能力を大切に、これからの時代に求められる資質・能力を身につける学校教育を推進します。

●主な施策

児童・生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げる教育の推進
人権教育の推進
男女平等意識に基づいた教育・学習環境の見直し
保育士、教職員への学習・研修機会の充実
新しい時代に必要となる資質・能力育成

②地域における教育・学習機会の充実

子どもたちの男女共同参画意識を育むためには、家庭や地域における教育が大きな役割を果たしていることから、家庭や地域の教育力の向上が求められています。保護者や地域の人々が男女共同参画や人権について学ぶ機会を提供していく必要があります。



身近な地域で講座を受けることができる機会や、より多くの市民が参加しやすい日時・開催場所に配慮し、対話形式・グループワークなどを取り入れた研修会・講習会を提供します。

保護者や家族を対象にした講習会等の開催やパンフレット配布など情報提供に努め、家庭の教育力の向上を目指します。

●主な施策

地域における男女共同参画を推進するための研修会・講習会の充実
学習環境の整備
広報、啓発活動の推進
家庭における男女共同参画を推進する講習会の開催、参加促進
家庭における男女共同参画を推進するための環境づくり

③情報活用能力（メディアリテラシー）の向上

近年、私たちはこれまでの新聞や雑誌だけでなく、SNS やインターネットなど新しい媒体を通して情報を得ており、使い方を誤ると人権を侵害したり、犯罪に巻き込まれたりする可能性もあることから、その利用については正しい理解と認識が必要です。



市民が目にする広報や広告などに、男女共同参画や人権の視点を取り入れるよう企業や団体に働きかけます。

市民が、メディアを選択し、主体的に正しく理解し、自ら発信する能力の向上を促進するための学習機会を提供します。

子どもたちが情報モラルを守り、インターネット等を適切に活用できるよう学校での情報教育の充実を図ります。

また、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちを有害情報や犯罪から守れるよう啓発活動を実施します。

●主な施策

メディアにおける男女共同参画、人権の尊重

具体的施策

重点目標2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進

施策の方向性 ① 子どもの頃からの男女共同参画とキャリア形成意識の啓発			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
9	児童・生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げる教育の推進	① 男女共同参画の視点に立った進路指導の実施 ・性別という枠を越えて、児童・生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げるための教育を推進します。	学校教育課 指導室(教)
10	人権教育の推進	① 幼児教育、学校教育における人権教育の推進 ・幼少期から男女共同参画や人権尊重に対する正しい認識を身につけ、それにとった行動が取れるよう、小・中学校、高等学校などで人権擁護委員による人権教室を開催します。 ・中学生を対象に、人権に関する作文等の募集を行い、人権に関する理解と意識の高揚を図ります。	学校教育課 指導室(教) 社会福祉課
11	男女平等意識に基づいた教育・学習環境の見直し	① 保育所、幼稚園、学校等における慣行の見直し ・男女混合名簿の活用、性別による色分け、グループ分け、並び方の見直し等を行います。 ・ジェンダーを無意識のうちに児童・生徒に植えつけてしまわないように学習環境を見直します。	学校教育課 指導室(教)
12	保育士、教職員への学習・研修機会の充実	① 教職員人権教育研修会の開催 ・人権教育に関する効果的な指導方法や理解を深めるための研修会を開催します。	学校教育課 指導室(教)
13	新しい時代に必要となる資質・能力育成	① 児童生徒の資質・能力育成 ・児童生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたってアクティブに学び続けるような授業づくりをしていきます。	学校教育課 指導室(教)
施策の方向性 ② 地域における教育・学習機会の充実（生涯学習・家庭教育）			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
14	地域における男女共同参画を推進するための研修会・講習会の充実	① 自治会等や各種団体等への出前講座の推進 ・人権教育に関する出前講座を開設し、要望による講座を行います。 ② 対話形式等、参加者の主体性を活かした講座の充実 ・講座の開催にあたっては、対話形式やグループワークなどを取り入れる等、参加者の主体性や積極性を活かし、講師と受講者が双方向の関係を保つことに配慮します。 ・女性の市政への参画の意識を高めるため、女性団体と市長による「女性サロン」を開催します。 ③ 講師の派遣協力及び情報収集 ・優れた知識、技能、経験等を持つ講師や人材情報を県と連携して収集し、要望に応じて講師派遣のコーディネートを行います。 ・登録制度を設けて、市民への情報提供を行います。	社会福祉課 市民協働課 秘書政策課 生涯学習課
15	学習環境の整備	① 研修会・講習会等に参加しやすい環境づくり ・対象に応じて参加しやすい曜日や時間帯、また託児所の開設など、より多くの市民が参加できるよう配慮します。 ・平日の参加が難しい男性や、交通手段がなく参加が難しい高齢者等を考慮し、より多くの市民が参加できるよう対象に応じて参加しやすい曜日や時間帯、開催場所を配慮します。 ・開催場所に応じて、バスを運行するなど交通手段についても配慮します。 ② 研修会・講習会に関する情報提供 ・広報紙や市ホームページ、SNS等を通して、積極的に市民への情報提供を行います。	生涯学習課 市民協働課

16	広報、啓発活動の推進	① 資料、啓発パンフレットの配布 ・保護者や家族に、「家事、育児、介護は女性が担うもの」という意識を改革し、男性が家事に積極的に関わっていくことを促進するための広報活動を展開します。	生涯学習課
17	家庭における男女共同参画を推進する講習会の開催、参加促進	① 男性のための料理教室等の開催 ・男性も家事が担えるよう、調理など生活技術の取得について学ぶ機会を提供します。	健康増進課 生涯学習課
18	家庭における男女共同参画を推進するための環境づくり	① 授業参観、懇談会等、教育現場の行事の開催日時の見直し ・平日の日中に学校行事に参加することが難しい保護者を考慮し、より多くの人が参加できるよう開催日時に配慮します。	学校教育課 指導室(教)
施策の方向性 ③ 情報活用能力（メディアリテラシー）の向上			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
19	メディアにおける男女共同参画、人権の尊重	① 男女共同参画の視点に立った指針（ガイドライン）の導入 ・市民に広く行き渡る広報物や広告媒体に男女共同参画、人権擁護の視点を取り入れるよう、表現やデザインの見直し、企業・団体への働きかけを行います。 ② 学校教育、生涯学習の場におけるメディアリテラシー教育の拡充 ・市民一人ひとりが、メディアからの情報を主体的かつ客観的に読み解き、改善するべきものに対して積極的に声を上げられるよう、学習の場を提供します。 ③ 学校における ICT 教育の推進 ・発展を続ける情報化社会の中でも主体的に適應できるよう、学習活動の中で ICT 機器の活用を推進し、協働的、双方向的なより充実した授業を展開する事で、児童生徒の情報活用応力の更なる向上を図ります。 ④ 青少年のメディアリテラシーの向上 ・情報モラルを守り、インターネットを適切に利用するなど、学校教育における情報教育の充実を図ります。 ・子ども達を取り巻くインターネット上の有害情報の危険性などを知らせるため、PTA や保護者、青少年育成団体等を対象に研修会や啓発活動を行います。	学校教育課 指導室(教) 生涯学習課

◆重点目標3

多文化共生社会の実現への理解促進

施策の方向性

①国際理解の推進

社会のグローバル化が進む中、外国人と関わる機会が増えており、文化や習慣の違いを認め、互いに受け入れていくことが求められています。



将来、子どもたちが世界で活躍できるよう、学校における国際理解教育の充実を図ります。

市民が、異文化を理解し、受け入れ、交流する場を提供するとともに、通訳ボランティアの育成など外国の人が暮らしやすい環境づくりに努めます。

●主な施策

学校教育における教育内容の充実（国際理解教育）
多文化共生の推進

②国際交流の推進

社会のグローバル化に対応していくには、市民が多文化を受け入れ交流する活動を促進し、情報や交流機会を提供していく必要があります。



姉妹都市への訪問団の派遣や受入れを実施するなど国際交流を推進するとともに、国際交流を行っている団体の活動を支援します。

また、国際交流に関する情報収集と提供に努めます。

●主な施策

国際交流活動の推進
国際交流に関する情報提供

具体的施策

重点目標 3 多文化共生社会の実現への理解促進

施策の方向性 ① 国際理解の推進			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
19	学校教育における教育内容の充実（国際理解教育）	① 学校での国際理解教育の充実 ・次の世代を担う児童・生徒が男女共同参画に関する国際的なルール・基準を身につけ、それに基づいて行動できるよう、学校教育における教育内容を充実させます。	学校教育課 指導室(教)
20	多文化共生の推進	① 「国際交流ひろば」等の交流イベントの開催 ・市民と市内在住の外国人がお互いの国や歴史・文化・生活習慣について話をし、交流する「場」を提供します。 ② ALT（外国人指導助手）の配置 ・市内小・中学校等に ALT を配置し、指導担当教員とのチーム・ティーチングを効果的に行うことにより、小学校外国語活動や小・中学校英語教育の充実を図ります。 ③ 外国人が暮らしやすい環境づくり ・市に訪れた外国人に対して通訳ができる通訳ボランティアや外国人向けの日本語教室でボランティアをする方を育成します。	市民協働課 学校教育課 指導室
施策の方向性 ② 国際交流の推進			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
21	国際交流活動の推進	① 姉妹都市（アメリカ・アピリン市）との交流の推進 ・姉妹都市訪問団の派遣及び受入れ等、多様な価値観に接し、広い視野を持つための国際交流を推進します。 ② 国際交流関連団体への活動支援 ・国際交流関連団体の会員確保に努める等、団体の活動を支援し、体制を強化します。	市民協働課
22	国際交流に関する情報提供	① 国際交流に関する情報の提供 ・より多くの市民が国際交流に参加できるよう国際交流に関する情報収集に努め、情報提供を積極的に行います。	市民協働課



2 輝く・活躍

あらゆる分野における女性の活躍を促進する

輝く・活躍

あらゆる分野における女性の活躍を推進する

▼多様な視点でバランスのとれた行政運営ができるよう、男女の社会参画の推進を図ります。また、誰もがあらゆる分野で多様に活躍できるよう、仕事と生活の両立の推進に努めます。

現状と課題

重点目標1

女性が政策や方針決定の過程に参画できるしくみが必要

▶ 「政策立案・方針決定への男女共同参画」については、各分野の代表者に男性が多いことから、本市でも審議会の構成比率の配慮や女性人材リストの活用、職員の個々の能力に応じた人事配置の実施、講習会の参加促進など、全庁的に意識づけをし、女性の社会参画推進のための環境を整えてきました。

しかし、政策や方針決定の過程にかかわる女性の割合は依然として少ない状況にあり、10年前と比べて審議会等や市議会議員で活躍している女性の割合はやや増加したものの、女性の社会参画の拡大には至っていない状況です。今後は、政策や方針決定への女性の参画拡大に積極的に取り組む必要があります。

自治会長、審議会委員や議員等に就く女性が増えるために必要なこと（市民意識調査）では、女性の政策立案や方針決定の場への進出のためには、男性に向けた女性の活躍推進の啓発、女性自身の社会参画に対する積極性が求められていることがわかりました。

今後も女性が社会のあらゆる分野に進出し能力を発揮していくために、研修等を通じた女性の社会参画に向けた能力等の育成や、男女ともに社会参画の認識を深め、多様性のある社会の仕組みづくりの啓発を促進していくことが必要です。

重点目標2

ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍の支援が必要

▶ 「男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍」については、全国的に労働環境において男性を中心とした働き方を重視する労働慣行が根付いており、女性が仕事と育児・介護等を両立しながら働くことが難しい状況にあります。

本市においては、仕事と家庭等の両立について事業者等を中心に広報・啓発活動を推進してきましたが、平日の家事・育児・介護に携わる時間（市民意識調査）では、家庭内、特に「育児」において男女で携わる時間に5時間の差があり、男性は平日に余裕がなく、女性の負担が大きいことがわかりました。

一方、今後、男女がともに家事などに積極的に参加するために必要なこと（市民意識調査）では、男女ともに「夫婦・家族間でコミュニケーションを深める」が多くなっていることから、女性の活躍の幅を広げるためには、まずは家庭内での意識の共有を図り、男性の家庭等への参画を進め、お互いの負担を軽減することが求められます。さらに、事業者等に対し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）など女性の参画について働きかけを行うとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を推進するため、就労条件や環境の整備等、多様で柔軟な働き方の実現に向けた啓発に取り組む必要があります。

本市にとって農業は重要な産業となっていますが、総農家数等は減少傾向にあり、農業従事者の高齢化、後継者不足等が課題となっています。また、国勢調査によると農業従事者の4割以上は女性が占めていることから、今後とも、農業後継者の交流会等の開催や、農業の担い手確保・育成の取組を推進するとともに、女性の農業従事者が仕事・生活とバランスを取りやすい環境づくりを進めていく必要があります。

さらに、農業従事者だけではなく、自営業等に従事する女性の経営や方針決定への参画機会を拡大し、女性の労働に対する理解を深めるための講習会を開催するなど、広報活動を展開します。

市民意識調査（令和元年6月実施）などから

◆10年前より議会議員、審議会委員は微増だが、管理職に占める割合は大きく増加。

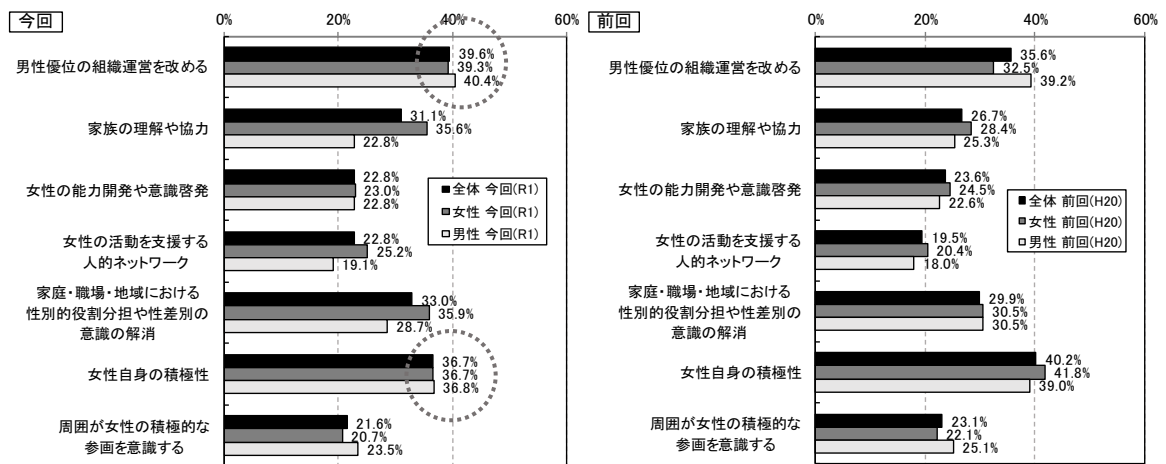
👉小美玉市における政策や方針決定の過程にかかわる女性の割合

	前回(H20)	今回(H30)	増減(point)
市議会議員	8.3%	10.0%	1.7pt
審議会等委員	18.4%	22.3%	3.9pt
課長相当職以上職員	3.6%	25.2%	21.6pt

※今回管理職（課長相当職以上職員）のみH31.4現在

◆「男性優位の組織運営を改める」が特に高いが、他項目もほぼ同じ割合で、全て必要とされている。

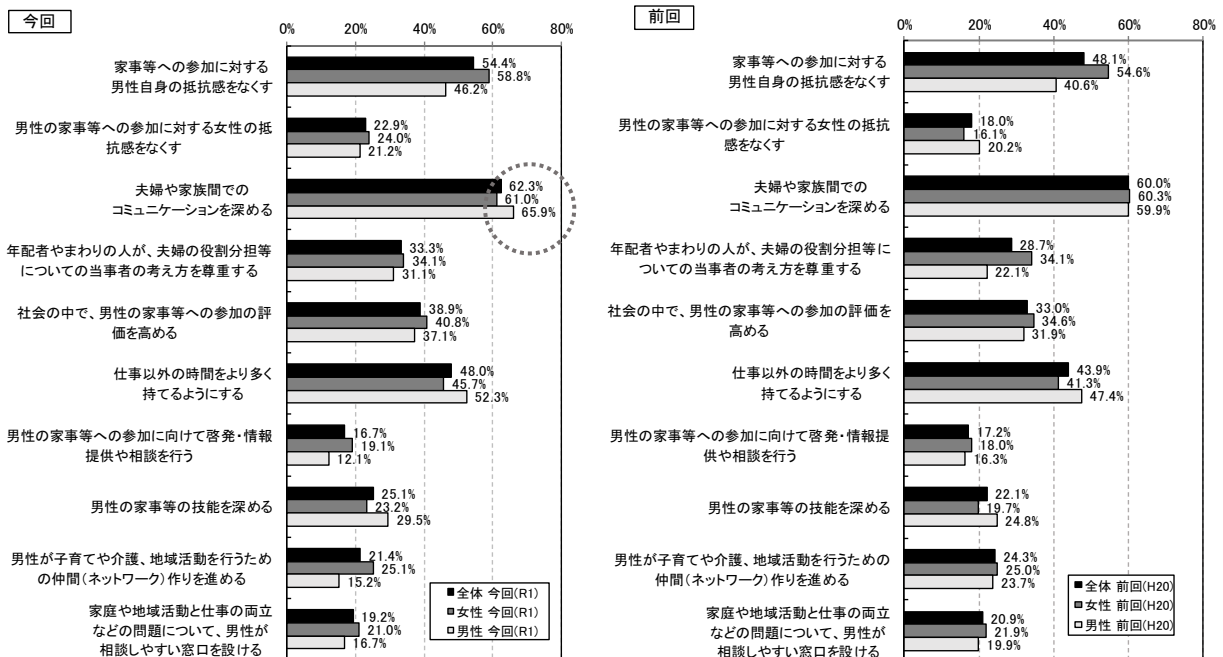
👉自治会長、審議会委員や議員等现就く女性が増えるために必要なこと



※その他、無回答のぞく

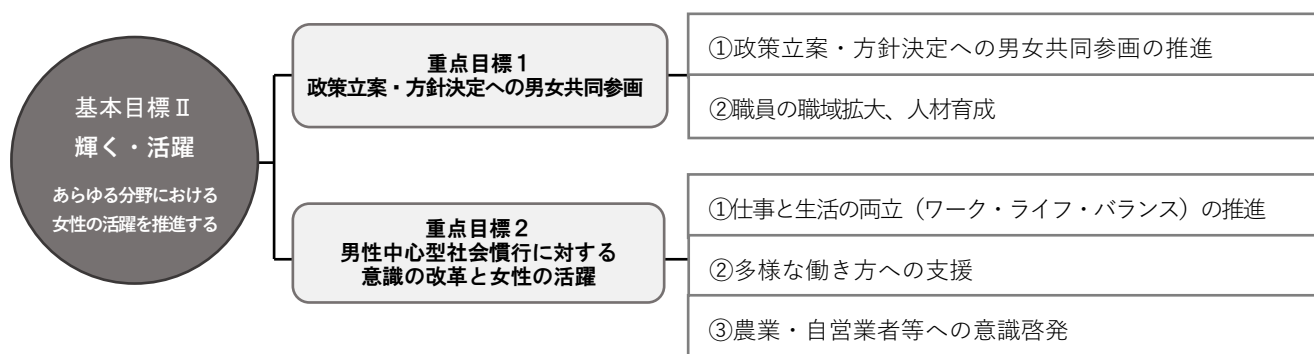
◆男女ともに「夫婦・家族間でのコミュニケーション」が大切と考えている。

👉今後、男女がともに家事などに積極的に参加するために必要なこと



※特になし、その他、無回答のぞく

施策の体系



目標指標

目標指標	内容	H20年	現況値 R1年	目標値 R6年	担当課
地域での役員選挙等で男女が不平等であると思う市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「役員選挙や運営に男女不平等な扱いがある」と答えた人の割合減を目指す。	(女性) 6.0%	(女性) 8.5%	(女性) 6.0%	市民協働課
		(男性) 10.1%	(男性) 7.4%	(男性) 5.0%	
市の審議会委員に占める女性の割合	市の審議会委員に占める女性の割合の拡大を目指す。	8.3%	(H30年) 22.3%	35.0%	市民協働課
市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合の拡大を目指す。	3.6%	25.2%	30.0%	総務課
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「ワーク・ライフ・バランス」の言葉について、「内容を知っている」と答えた人の割合の拡大を目指す。	(女性) 15.6%	(女性) 31.1%	(女性) 35.0%	市民協働課
		(男性) 14.7%	(男性) 30.1%	(男性) 35.0%	
農業委員に占める女性の人数	農業委員に占める女性の人数の拡大を目指す。	0人	2人	3人	農業委員会

施策の方向性

①政策立案・方針決定への男女共同参画の推進

国においては、女性の活躍を推進するため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）等について様々な取組を進めてきたことにより、女性の就業率や、国、地方公共団体、民間企業における管理職に占める女性の割合の上昇など社会全体で女性活躍の動きが拡大してきています。

本市においても、政策立案・方針決定への女性の参画を拡大していくために、女性の意識改革や能力向上の取組を進めていくことが求められています。



政策立案や方針決定の場である審議会や委員会等で一方の性に偏らない構成となるよう啓発するとともに、人材の育成に努めます。

また、女性の社会参画を促進するために、広報紙やホームページを活用した広報活動やパンフレットを配布するなど啓発を行い、市民の意識づくりに努めます。

●主な施策

政策立案・方針決定への女性の登用促進
女性の社会参画に対する市民の意識づくり

②職員の職域拡大、人材育成

本市においては、子育てや教育、福祉、まちづくりなど市民の暮らしに関わる行政を進めていく上で、より柔軟な発想が求められており、女性職員の活躍が期待されることです。

また、行政は地域の先頭に立ち、女性の管理職への登用や働きやすい環境づくりの手本となっていくことが求められています。



個人が持つ能力向上のため、研修等を実施するなど人材を育成します。

また、能力を持つ女性職員の管理職への登用を推進します。

働きやすい労働環境を整備し、多様な人材を活用した配置を行います。

●主な施策

女性の管理職への登用促進
職員の職域の拡大
職員の人材の育成

具体的施策

重点目標1 政策立案・方針決定への男女共同参画

施策の方向性 ① 政策立案・方針決定への男女共同参画の推進			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
1	政策立案・方針決定への女性の登用促進	① 審議会等への女性の登用促進 ・ 審議会等における女性の構成比率を、令和7年度までに35%を目指し、女性の登用率をさらに引き上げるよう、各部署に働きかけます。 ・ 審議会等において一方の性に偏らないよう全庁的に啓発活動を行い、男女比に大きな開きがある場合は改善を要請します。	市民協働課
2	女性の社会参画に対する市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページによる情報発信、パンフレットの配布 ・ 女性が積極的に社会に参画できるよう、女性の社会参画の重要性について啓発活動を行います。	市民協働課
施策の方向性 ② 職員の職域拡大、人材育成			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
3	女性の管理職への登用促進	① 女性職員の管理職への登用 ・ 女性職員の管理職への登用を推進します。また、女性が管理職として働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	総務課
4	職員の職域の拡大	① 性別による職域配置の解消 ・ 一方の性に偏った職員の配属が行われないよう、女性職員の職域を拡大します。また、女性がどこの部署でも働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	総務課
5	職員の人材の育成	① 庁内外の研修への参加促進 ・ 地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できるよう、庁内外の研修への参加を促進します。	総務課

施策の方向性

①仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ワーク・ライフ・バランス実現のためには、長時間労働の削減や効率的な働き方の推進といった、これまでの働き方を改革し、ライフイベントに対応できる柔軟な働き方を実現させることが重要です。

また、働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けられるためには、パートナーである男性の子育て・介護への参画も重要です。



仕事と生活の両立を実現するため、事業者へ向けてパンフレット配布などを行い、働き方改革を促進します。

働く人の多様なニーズに対応するための取り組みを進めるとともに、女性活躍推進に取り組む市内企業の情報を発信していきます。

●主な施策

事業者に向けた啓発活動の推進
働き方見直しへの取り組み

②多様な働き方への支援

働く人が、自分に合った就労形態を選択していく上で、正社員と非正規雇用労働者との間の格差が問題となっており、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に向けた取組が求められています。

個人が選択した、再就職、起業、自営業など多様な働き方において能力を発揮するために、就業環境の整備を推進していく必要があります。



事業者や労働者に向けて、就労に関する法制度についての講習会の実施やパンフレットの配布など周知活動を推進します。

働く女性を支援するための講習会を実施するとともに、起業など多様な就労への支援や相談を行います。

働く意欲のある人が多様な働き方ができるよう就労支援を行うとともに、市内在住者を採用する事業所等への支援を推進します。

●主な施策

就労に関する法制度の周知
職業能力の向上
就労形態の多様化への対応
多様な人材の活用

③農業・自営業者等への意識啓発

家族経営が多い農業や自営業などにおいて、女性が男性の対等なパートナーとして経営に参画し、経済的な地位の向上のために必要な取組を進めていくことが大切です。

育児や介護の負担軽減や働きやすい作業環境の整備などワーク・ライフ・バランスの実現に向けて意識と行動を変えていく必要があります。



家族経営協定事業の周知を行うとともに、農業や自営業に携わる女性に対し、経営に関する講習会や情報提供に努め、経営や方針決定への参画を促進します。

また、農業や自営業等に従事する女性同士の情報交換や交流機会を提供します。

●主な施策

- 経営や方針決定への参画促進
- 農業や自営業等に携わる女性を対象とした学習支援
- 農業や自営業等に携わる女性の就労環境の改善
- 農業委員への女性の登用

具体的施策

重点目標 2 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍

施策の方向性 ① 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
6	事業者に向けた啓発活動の推進	① 仕事と家庭・地域生活を両立するための企業への働きかけ ・年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮等、労働者が健康を維持し、仕事と家庭や地域生活とのバランスをとれるよう、事業者を対象にパンフレットの配布を行います。	商工観光課
7	働き方見直しへの取り組み	① 多様な働き方の取り組み ・少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や働く方々のニーズの多様化による問題に対応するため、就業機会の拡大や意欲・生産性を向上する環境づくりのため、パンフレット等での周知活動を行います。 ② 企業の働き方改革 ・企業への働き方への改革を啓発し、労働者の働く意欲を上げるための取り組みとして、企業訪問等でのパンフレット配布等の啓発活動を展開します。 ③ 女性活躍推進の情報発信 ・女性活躍推進での取り組みや連携している企業の紹介など情報を市のホームページで発信します。	商工観光課 市民協働課
施策の方向性 ② 多様な働き方への支援			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
8	就労に関する法制度の周知	① パートタイム労働法、改正労働者派遣法等、法制度の周知 ・多様な就労形態を労働者が選択できるように、事業者や労働者を対象とした講習会等や法制度を周知するためのパンフレットを配布します。	商工観光課
9	職業能力の向上	① 女性を対象とした各種講習会の開催 ・就労意欲を持つ女性を対象にキャリアアップにつながる講習会（セミナー）を開催します。 ② 県や関連機関が主催する講習会の情報提供 ・県やハローワーク等が主催する講習会について、情報を収集し、市民への情報提供を積極的に行います。 ・県や関連機関との連携をとりながら、各種講習会の情報提供に努めます。	市民協働課 商工観光課
10	就労形態の多様化への対応	① 起業に向けた支援 ・起業を希望する女性を対象とした起業セミナーや講座等を行います。 ・市内で起業して活躍する女性を市のホームページや広報紙などで紹介し、また、女性の起業に向けたパンフレットなどを作成するなど、女性の起業について小美玉市独自の情報を提供します。 ② 新しい就労形態への支援策の展開 ・SOHO、コミュニティ・ビジネス等、新しい就労形態についてのセミナーや講習会等の情報提供、起業に向けた相談を行います。	商工観光課 市民協働課
11	多様な人材の活用	① 人材育成を図る企業への支援 ・市内で新規に起業し、事務所や事業所を新設・増設する方が一定の条件で市内在住者を採用する場合に支援を行います。 ② 高齢者の就労支援 ・高齢者が培ってきた経験や知識技術などを地域社会で発揮して働く場のひとつであるシルバー人材センターに対して、活動援助をします。	商工観光課 介護福祉課

施策の方向性 ③ 農業・自営業者等への意識啓発			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
12	経営や方針決定への参画促進	<p>① 経営や方針決定への参画促進のための啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者等が安定した経営が出来るよう、商工会と連携を図り融資制度等の情報提供を図ります。 ・農業や自営業等に従事する女性の経営や方針決定への参画機会を拡大し、女性の労働に対する理解を深めるための講習会を開催し、広報活動を展開します。 <p>② 農業や自営業等に従事する女性のネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業や自営業等に従事する女性同士が情報交換をできるよう、交流の場を提供するとともに、経営に関する情報提供及び相談等を行います。 	商工観光課 農政課
13	農業や自営業等に携わる女性を対象とした学習支援	<p>① 経営に関する情報提供の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営に対する広報活動を展開し、安定した経営が図られるよう情報発信を行います。 ・経営課題の把握や解決方法について学び、社会情勢の変化に対応できる人材の育成を目的とした講習会等の情報発信を行います。 	商工観光課 農政課
14	農業や自営業等に携わる女性の就労環境の改善	<p>① 家族経営協定事業の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の遵守を啓発するとともに、休日の意識づけや健康管理等、農業や自営業等に従事する女性の就労環境の改善に向けた広報活動を展開します。 	農政課 農業委員会
15	農業委員への女性の登用	<p>① 農業委員への女性登用の働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員に女性を登用する意義を啓発するため、各種団体に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を行います。 ・女性の活動に対して正当な評価がなされるよう働きかけます。 <p>② 女性人材情報の収集と提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報を収集し、各種団体に対して情報を提供します。 	農政課 農業委員会



3 安心・幸せ

生涯を通じ一人一人が幸せに暮らせる環境を実現する

安心・幸せ

生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

▼誰もが生涯にわたり心身ともに安心して健康に暮らせるような環境の整備に努めます。
また、あらゆる人権侵害・暴力の根絶に向け、関係機関と連携し啓発・支援体制を整えます。

現状と課題

重点目標1

誰もが安心して暮らせて、地域に参画できるしくみづくりが必要

▶ 「安心して暮らせる環境の整備」については、本市では子どもから子育て世代、高齢者、障がい者まで、あらゆる人が安心・安全に暮らせるよう、各種支援の充実に努めてきたところです。

今後重点的に推進してほしい施策（市民意識調査）では、男女ともに「男女が協力し子育てや介護に取り組める支援体制の整備」、「生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせる環境の整備」が多く、関心が高い分野であることから、今後も更なる充実に努めていく必要があります。

また、高齢者、障がい者、外国人や性的少数者（LGBT）等、社会的に不利な立場に置かれやすい人々誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けた取組の充実が求められます。

安心して暮らしていくためには、日頃から家庭等において、自然災害に対して備える必要があります。平成23年の東日本大震災の発生時、災害後の女性への家事・子育て等の集中、避難や復旧時における男女のニーズの違いなど、男女で災害から受ける影響に違いが生じたことがわかりました。

本市でも、災害時における意思決定の場への女性の参画は進んでいない状況であるため、今後予測される災害にむけて、予防から復興まで全ての局面において女性の役割の重要性を認識し、女性の視点を反映していくための制度やしくみづくりに努めていく必要があります。

仕事以外に参加している・今後参加したい活動（市民意識調査） については、現在男女ともに「趣味やスポーツ等」、「地域の活動」が多く、今後の希望では「地域の活動」が大きく減少しており課題となっています。

その一方で、環境保護や福祉などのボランティア活動の希望は増加し、特に女性の割合が高くなっています。女性が自立し、個性と能力を発揮していく意識を高め、支援する働きかけが必要です。

重点目標2

人権侵害・暴力（DV）を許さない、しくみづくりが必要

▶ 「心と身体の保護」については、市民が生涯を通じ心身ともに安心して健康に暮らしていけるよう、妊娠や出産期からの相談・啓発や、思春期における相談・性教育、高齢者を対象とした各種検診・教室・相談等を実施しています。今後とも、健康の保持増進のため、男女の心身及び健康に関する正確な知識・情報を提供するとともに、自分の体や性に関することは自分で決めるという総合的な考え方、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」を啓発していく必要があります。

人権侵害や暴力に関する取組として、本市では、ドメスティック・バイオレンス（以下DV）・セクシュアルハラスメント（以下セクハラ）被害者の心のケアや生活再建に向けた支援、緊急保護のための関係機関との連携強化等による支援を行っています。

DV等に対する相談件数（市民意識調査）は、前回調査時より「相談した」が増加しており、相談先の周知度（市民意識調査） についても、各種機関が多く挙げられ、相談体制の周知は進んできました。

しかしながら、根絶には至ってはならず、また、DV等だけではなく、全国的に児童虐待や子どもの貧困等の問題が増加し、大きな社会問題となっています。

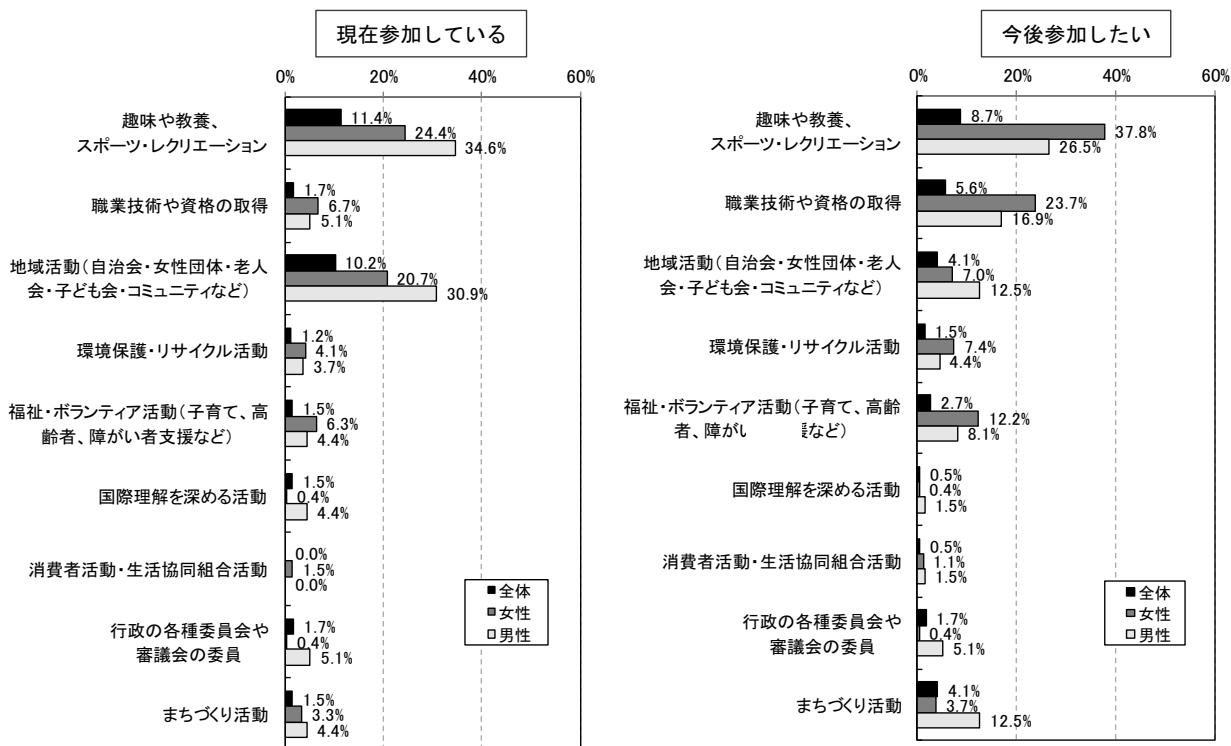
今後も、あらゆる人権侵害・暴力の根絶に向けて、一人ひとりが認識を深めるとともに、被害の発生・深刻化を防ぐための啓発活動の充実に努める必要があります。

さらに、人権侵害の対策・あらゆる暴力の防止対策、被害を訴えることができる場の拡充や保護体制の整備、被害者支援など、庁内や関係機関と連携し推進していく必要があります。

市民意識調査（令和元年6月実施）などから

◆「地域活動」は減少、「職業技術や資格の取得」、「福祉・ボランティア」、「環境保護」等が増加。

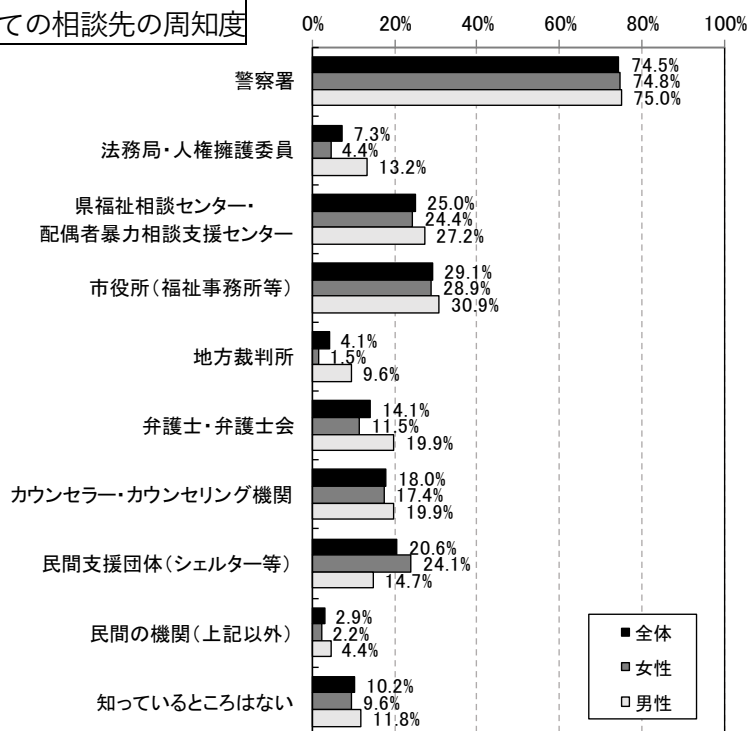
👉 仕事以外に参加している・今後参加したい活動



※その他、参加していない・参加したくない、無回答除く

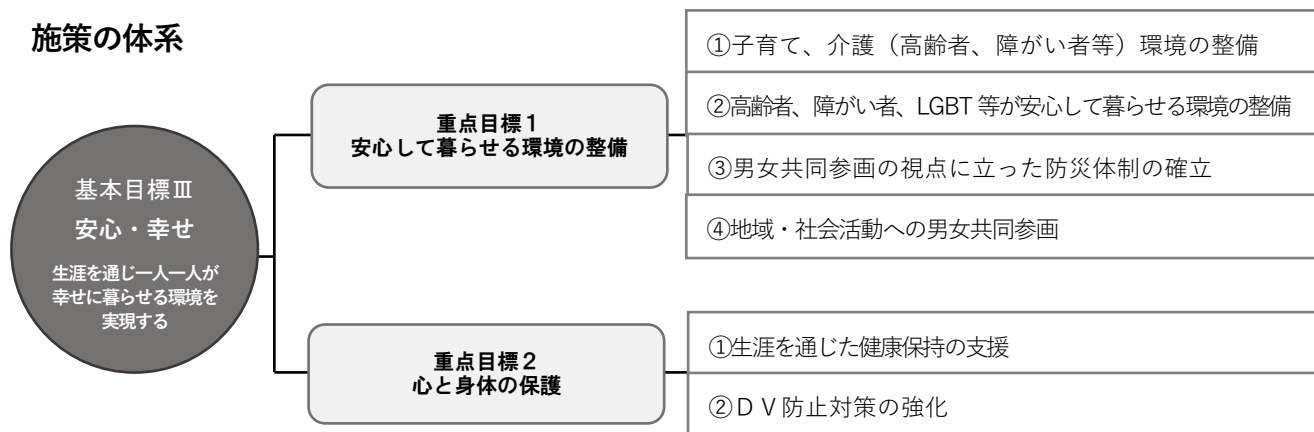
◆「警察署」、「市役所(福祉事務所)」等公的機関が高い。「知っているところはない」も1割以上。

👉 DV等についての相談先の周知度



※無回答除く

施策の体系



目標指標

目標指標	内容	H20年	現況値 R1年	目標値 R6年	担当課
「男女が協力し子育て・介護に取り組める支援体制」が充実していないと考えている市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「今後重点的に進めてほしい施策」で「男女が協力し子育てや介護に取り組める支援体制を整備する」と答えた人の割合減※を目指す。 （※割合が減ると施策が推進していると考えられるため）	(女性) 67.3%	(女性) 62.2%	(女性) 58.0%	市民協働課
		(男性) 55.6%	(男性) 48.5%	(男性) 42.0%	
「生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせない」と考えている市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「今後重点的に進めてほしい施策」で「生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせる環境の整備」と答えた人の割合減※を目指す。 （※割合が減ると施策が推進していると考えられるため）	-	(女性) 43.3%	(女性) 38.0%	市民協働課
		-	(男性) 40.4%	(男性) 35.0%	
女性のがん検診受診者の割合	生涯にわたる女性の健康づくりを推進するための施策として、女性のためのがん予防に重点を置き、女性のがん検診受診率向上を目指す。	-	(乳がん検診) 21.4%	(乳がん検診) 25.0%	健康増進課
		-	(子宮がん検診) 17.4%	(子宮がん検診) 20.0%	
産後の指導・ケアに満足している人の割合	育児不安や産後うつが増加する時期に、安心して育児を行うことができると感じる人の割合の増加を目指す。	-	89.8%	91.5%	健康増進課
DVの相談先を知らない市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「DVの相談先を知らない」と答えた人の割合減を目指す。	(女性) 20.9%	(女性) 9.6%	(女性) 4.0%	市民協働課
		(男性) 21.8%	(男性) 11.8%	(男性) 7.0%	

安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性

①子育て、介護（高齢者、障がい者等）環境の整備

経済社会の持続可能な発展や企業の活性化のためには、働きたい人が性別に関わりなくその能力を發揮できる社会づくりは重要です。働きたいと思っても、子育てや介護を理由に求職していない女性がまだ多数いることは、大きな社会損失となっています。

働きたい女性が仕事と子育て・介護の二者択一を迫られることなく働き続けることができるような支援が求められています。



働く女性の負担を軽減するために、子育て支援の充実を図るとともに、在宅支援サービスなど介護支援の充実に努めます。

また、企業に向けては労働者の子育てや介護への支援などの環境整備を働きかけます。

●主な施策

- 子ども・子育て支援の充実
- 高齢者の暮らしを支えるサービスの実施
- 障がい者の介護支援の充実
- 子育てや介護を支えるネットワークの整備
- 子育て、介護を支える環境の整備に向けた事業者、労働者への働きかけ

②高齢者、障がい者、LGBT 等が安心して暮らせる環境の整備

高齢化が進展する中、低年金・無年金者になる高齢者が増加しており、特に女性は高齢期に達する以前から生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

さらに、障がい者、外国人、LGBT等すべての人が困難に直面することなく安心して暮らせる環境整備が必要です。



高齢者や障がい者が地域で自立し暮らしていくための多様なサービスの充実を図ります。また、生活困窮により様々な困難に直面している女性やその子どもの自立と生活安定のための支援を推進します。

LGBT(性的マイノリティ)の当事者や家族等に向けて情報提供に努めるとともに、不安や悩みを解消するための支援を行います。また、不当な差別を根絶するなどの解決を図るため支援方針を検討します。

●主な施策

- 高齢者の自立支援に関するサービスの充実
- 障がい者の自立支援に関するサービスの充実
- 公共施設におけるユニバーサルデザインの導入
- 多様な福祉サービスの展開
- LGBT(性的マイノリティ)への支援

③男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

災害の被害は、性別、年齢、障がいの有無等の様々な社会的立場によって影響が異なることから、それぞれの立場に応じた社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

災害の予防、応急、復旧、復興等すべての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識し、防災・復興に係る意思決定の場への女性の参画を推進する必要があります。



防災施策へ女性の視点を反映し、方針決定過程への女性の参画を進めるため、防災会議等への女性の登用を推進します。

災害時に支援が必要な高齢者、障がい者、外国人等への対応に備えるとともに、防災に関する情報提供を図ります。

●主な施策

防災体制の強化
自主防災の強化

④地域・社会活動への男女共同参画

地域で行われる様々な活動は、これまで専業主婦をはじめとした女性が多くを担い、自治会などの団体の役職については男性が多くを占めていました。

人口減少が進行している今、男女共同参画を実現するためには、地域活動を担う人材の育成やリーダーとしての女性の参画を拡大していくことが求められています。



地域活動への参画を促進するため、地域活動に関する情報発信を積極的に行うとともに、講習会の実施や優れた知識や経験を持つ女性の人材情報を収集し、リーダーの育成に努めます。

●主な施策

地域活動に関する情報提供
地域活動を担うための人材育成
地域社会における女性の人材活用
女性の社会参画に向けた市民の意識づくり

具体的施策

重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性 ① 子育て、介護（高齢者、障がい者等）環境の整備			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
1	子ども・子育て支援の充実	① 保育機能の強化、多様化 ・幼稚園での預かり保育、保育所等での延長保育、一時保育、乳児保育、病後児保育、障がい児保育等の充実を図ります。こうした保育機能の強化、多様化により、仕事と子育ての両立を支援します。 ・幼稚園が地域における子育て支援を担えるよう、保育のニーズに沿った預かり保育の充実を図ります。 ② 民間保育所の指導、育成、財政援助 ・多様な保育サービスを提供している民間保育所への財政援助をし、保育内容の充実及び向上を図ります。 ③ 放課後児童健全育成事業の充実 ・共働き家庭の児童の放課後健全育成のため、放課後子どもプランの充実を図ります。	学校教育課 子ども福祉課
2	高齢者の暮らしを支えるサービスの実施	① 在宅福祉サービスの充実 ・加齢に伴い移動、軽度な身の回りの世話などに支援を要する方に対し、サービスを実施し高齢になっても安心して暮らせる環境を整備します	介護福祉課
3	障がい者の介護支援の充実	① 在宅支援サービスの充実 ・障がい者の家族や介護者の負担軽減を図り、仕事と介護の両立ができるよう在宅支援サービスの充実に努めます。	社会福祉課
4	子育てや介護を支えるネットワークの整備	① 子育て中の親の交流の場・ネットワークづくり ・「子育て広場」等を開催し、通所していない子どもや保護者の交流機会や情報交換の場を提供し、子育てに対する不安の解消を図り、安心して子育てができる交流の場を提供します。 ・子育て中の親の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供、相談、場の活性化等を行います。これにより、子育て中の親の不安を解消し、安心して子育てができる環境を整備します。	子ども福祉課 健康増進課
5	子育て、介護を支える環境の整備に向けた事業者、労働者への働きかけ	① 茨城県結婚・子育て応援企業表彰の紹介 ・地域の結婚支援や子育て支援に積極的な取組を行っている企業を対象にした「茨城県結婚・子育て応援企業表彰」で入賞した企業の事例集等を関係機関へ配布及び窓口等へ設置する ② 介護者のリフレッシュ事業の推進 ・介護者の身体的、精神的な負担を軽減するため、介護者の交流や心身の回復を図る場を提供します。 ③ ファミリー・フレンドリーの紹介 ・女性の活躍を推進する優れた企業への「ファミリー・フレンドリー」表彰制度の周知を図ります。	子ども福祉課 介護福祉課 商工観光課
施策の方向性 ② 高齢者、障がい者、LGBT等が安心して暮らせる環境の整備			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
6	高齢者の自立支援に関するサービスの充実	① 高齢者の趣味や生きがいづくりの推進 ・高齢者が体力的に無理のない範囲で積極的な社会参加をすることで、交流機会が拡大し、生きがいをもって生活できるよう支援します。 ・活動場所に配慮し、高齢者が参加しやすい環境を整備します。 ② 介護予防の推進 ・要支援者等の多様なニーズに対応できるよう、市独自の事業を提供し、介護予防に努められるよう取り組みます。	介護福祉課

7	障がい者の自立支援に関するサービスの充実	① 福祉サービスの充実 ・障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、個々の状況に応じた相談支援を実施し、適切な福祉サービスの提供と充実に努めます。 ② 障がい者スポーツレクリエーション教室の開催 ・レクリエーション活動を通じた障がい者の体力増強、余暇活動の質の向上、参加者同士の交流を深めるため、障がい者スポーツレクリエーション教室を開催し、社会参加の促進を支援します。	社会福祉課
8	公共施設におけるユニバーサルデザインの導入	① 公共施設における授乳やオムツ替えのためのスペースの確保 ・すべての市民が生活をしやすい環境づくりを推進します。	都市整備課
9	多様な福祉サービスの展開	① 相談業務の充実 ・「家庭児童相談室」に相談員を配置し、相談員と行政が密に情報を共有しながら、多様化する家庭の様々な悩み・相談に応じ問題解決へのアドバイスに努めます。また、県等の研修に積極的に参加し、相談体制の充実・相談員の資質向上に努めます。 ② 各種助成等の情報提供 ・住宅のリフォームへの助成金等、活用できる社会資源を増やすため、広報紙や市ホームページ等で情報を提供します。	子ども福祉課 社会福祉課
10	LGBT（性的マイノリティ）への支援	① LGBTに対する支援・情報提供 ・性的マイノリティへの不当な差別など当事者やその家族が抱える課題解決を図るため、性的マイノリティに関する支援方針を検討します。 ・性的マイノリティの当事者の方や家族、企業や学校等で当事者に接する方が抱えている不安や悩みなどの解消等を図るため開設された「茨城県性的マイノリティに関する相談室」など県の支援に関する情報などを提供します。	市民協働課

施策の方向性 ③ 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

No.	施策	施策の内容	主な担当課
11	防災体制の強化	① 防災会議等への女性の参加 ・防災会議等への女性の委員登用を進めます。	防災管理課
12	自主防災の強化	① 災害時、高齢者・障がい者・外国人への支援 ・災害時要支援者名簿を用いて、災害時の避難等における優先順位や支援における区別を明確化し、万一の事態に円滑な対応ができるよう備えます。 ② 高齢者や外国人向けの防災パンフレットの周知 ・災害時の避難や行動など、それぞれ対象に応じたパンフレットで周知をします。	防災管理課

施策の方向性 ④ 地域・社会活動への男女共同参画

No.	施策	施策の内容	主な担当課
13	地域活動に関する情報提供	① 広報紙、市ホームページによる情報発信 ・より多くの人々が地域活動に参加するきっかけをつかめるよう各種の媒体を用いて、市民への情報発信を積極的に行います。	市民協働課
14	地域活動を担うための人材育成	① リーダー育成のための講習会の開催 ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できる人材を育成する講習会を開催します。 ・社会福祉協議会へ委託し、ボランティアに関するリーダー養成やボランティア養成講座の開設等を行います。	市民協働課 社会福祉課
15	地域社会における女性の人材活用	① 女性人材情報の収集・提供 ・優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報をリスト化し、行政区、PTA、各種団体に対して情報提供をします。	市民協働課
16	女性の社会参画に向けた市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページ、SNS等による情報発信、パンフレットの配布 ・女性が積極的に社会に参画できるよう、女性の社会参画の重要性について啓発活動を行います。	市民協働課

施策の方向性

①生涯を通じた健康保持の支援

男女が互いの身体的性差を理解し合い、思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。

女性は妊娠・出産や更年期疾患を経験する可能性があり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）の視点が重要です。生涯にわたる男女の包括的健康支援や妊娠・出産等に関する健康支援が求められています。



母体保護に関する啓発に努め、妊娠・出産から乳幼児までの母子保健の充実を図るとともに、学校教育における性教育や思春期の生徒を対象にした相談体制の充実を図ります。

生活習慣病や更年期障がいなど年齢に応じた健康支援を行うとともに、身体だけでなくこころの健康についての相談の充実を図ります。

●主な施策

- 母体保護に関する啓発
- 性に関する学習機会の提供
- 母子保健事業の拡充
- 健康意識の向上、健康管理の充実

②DV防止対策の強化

女性に対する暴力は、犯罪行為となり得ることもある重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復に取り組み、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画を形成していく上で重要な課題です。

配偶者等からの暴力やストーカー行為などの被害は深刻な社会問題となっており、特に近年はSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などインターネットを利用した性犯罪など多様化・複雑化しています。このような状況に対し、的確に対応していくことが求められています。



DVやセクシュアルハラスメント防止のための広報紙やホームページを活用した啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。また、家庭内暴力や虐待などあらゆる暴力の根絶を広く市民に呼びかけていきます。

DV被害者の安全確保と生活再建に向けて必要に応じた保護を行います。DV被害者の安全確保等の対処を市職員へ徹底するとともに、庁内のDV対策連携体制の強化を図ります。

●主な施策

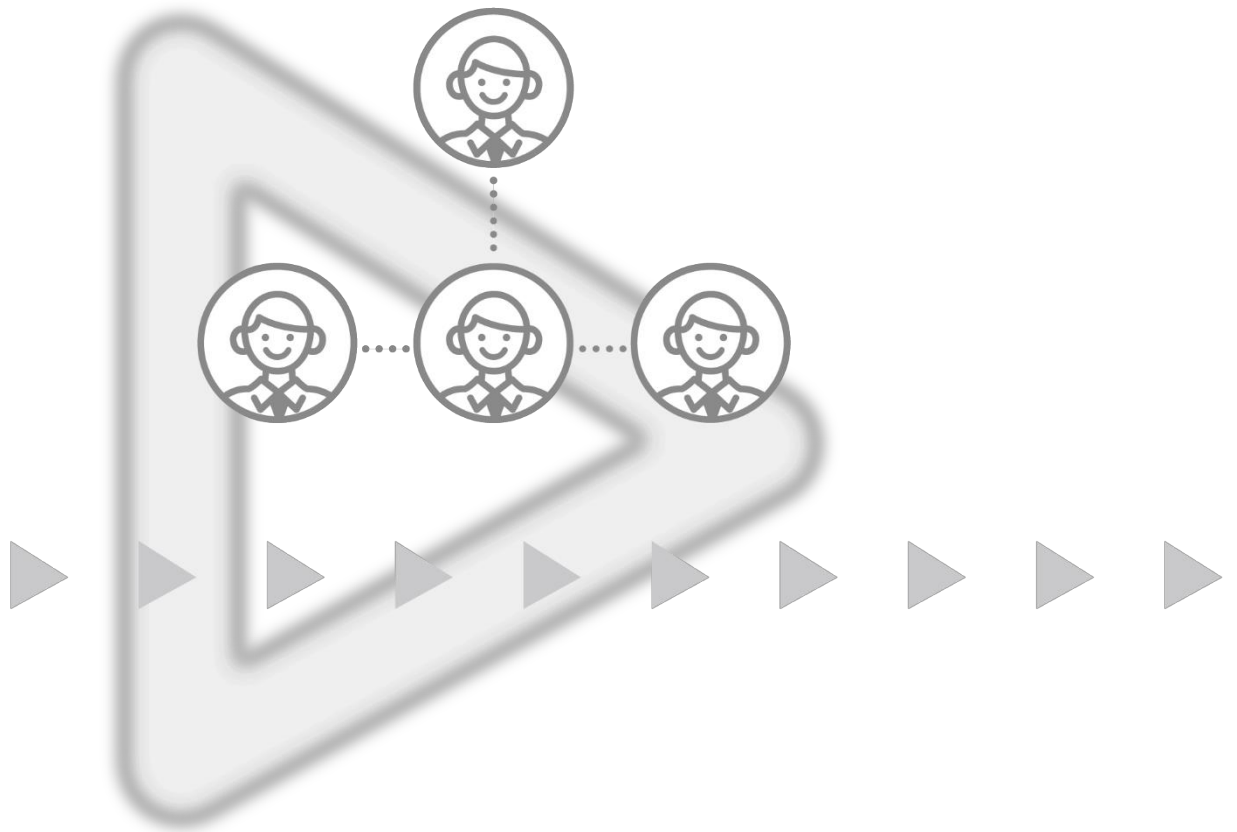
- DV、セクハラ防止のための広報・啓発活動
- 教職員の能力の向上とサポート体制
- 相談体制の整備
- DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化
- DV対策に向けた庁内の連携
- 担当職員の資質向上

具体的施策

重点目標2 心と身体の保護

施策の方向性 ① 生涯を通じた健康保持の支援			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
16	母体保護に関する啓発	① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）についての啓発 ・母体保護と女性の人権尊重の視点から、性と生殖に関する健康と権利の重要性を認識できるよう、活動を展開します。	健康増進課
17	性に関する学習機会の提供	① 学校教育における性教育の充実 ・発達段階に応じた男女の性の尊重、命の尊さに重点をおいた性教育の内容の充実を図ります。また、教職員の指導力向上を目的とした研修を行います。 ② 思春期の生徒を対象とした相談体制の充実 ・思春期の生徒や保護者が、思春期の健康や心の悩みについて、気軽に相談できる窓口を積極的にPRします。また、相談員の資質向上に努めます。	学校教育課 指導室(教) 生涯学習課
18	母子保健事業の拡充	① 妊産婦健康診査の公費負担の拡充 ・母体や胎児の健康を確保し、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊産婦健康診査の公費負担を拡充します。 ② 妊娠・周産期の健康づくり ・妊産婦とその配偶者を対象とした「ハローベビー教室」の開催、母子健康手帳交付時のパンフレット配布等を通して、妊娠中の健康管理や育児に関する指導を行います。 ③ 訪問指導、産後ケア事業、乳幼児健診の実施 ・生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる家庭には、委託助産師や市の助産師、保健師が訪問し、相談に応じます。 ・訪問時の状況に応じ、育児不安軽減のため産後ケア事業に繋がります。 ・該当する家庭には健診の通知を送り、健診受診率向上を図り、乳幼児の順調な発育を促進します。	健康増進課
19	健康意識の向上、健康管理の充実	① 各種健診、健康教育・健康相談事業の充実 ・生活習慣病や女性特有の疾病、更年期障がいや骨粗しょう症等、年齢に応じた健康診査や健康相談を行います。健康に関する正しい知識を普及させ、健康管理への自覚を高められるよう支援を行います。 ② 地域・職域連携の推進 ・市民が受診しやすい環境で自身に必要な健診や健康相談などが受けやすい環境を整備していきます。 ③ こころの健康への支援 ・広報紙等による知識の普及啓発と、こころの体温計の利用促進を図ります。また、ゲートキーパーの養成やこころの健康相談を充実させ、サポート体制を整えます。	健康増進課
施策の方向性 ② DV防止対策の強化			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
21	DV、セクハラ防止のための広報・啓発活動	① 広報活動の実施 ・被害者、加害者双方を視野に入れ、DVやセクハラとはどういうものなのか、被害を受けた時や被害を目撃したときにどのような行動を起こせばいいのかを周知するための広報活動を行います。 ② 市民への啓発 ・女性に対する暴力をなくす運動を推進し、DV、児童虐待などあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけていきます。	市民協働課

22	教職員の能力の向上とサポート体制	①教職員資質能力向上の研修の実施 ・小美玉市教育研究会（市内公立小中学校教職員で構成）において、デートDVや性の多様性についての研究を推進します。 ・小美玉市教育研究会の研究調査事業に要する経費について補助金を交付します。	学校教育課 指導室(教)
23	相談体制の整備	① 被害を訴える場（相談窓口）の周知活動 ・DVやセクハラ被害の相談窓口をより広く周知できるよう努めます。 ・被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関と共に随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。電話対応、各支所への出張を行い、相談しやすい環境作りに努めます。 ・DVやセクハラ被害を受けたときや被害を目撃したときに被害の相談をできる相談場所について広報紙や市ホームページ等から情報提供を行います。	子ども福祉課 市民協働課
24	DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化	① DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化 ・被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関と共に随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。 ・被害者の安全確保と生活再建に向けて、関係機関等と連携調整しながら、必要に応じ施設入所等の保護を行います。 ② 被害者の個人情報の保護 ・被害者の安全確保のため、住民基本台帳や学籍簿等の閲覧、住民票等の交付制限等、個人情報の保護を徹底します。	子ども福祉課 市民課
25	DV対策に向けた庁内の連携	① 庁内DV対策連携体制の強化 ・被害者の具体的な支援策を協議、調整するため、庁内の連携体制の強化を図ります。	子ども福祉課 市民協働課
26	担当職員の資質向上	① 庁内外への研修への参加促進 ・相談や緊急時の保護等、被害者の支援にあたり適切な対応が取れるよう、また、被害者に対する二次被害を防止するため各種研修会への積極的な派遣を行います。	子ども福祉課



4 ▶ 創る・進める

推進体制を整備する

創る・進める 推進体制を整備する

▼計画の推進に向けて、関係各課との連携を図り、推進体制の整備、強化を行います。さらに、市民や事業者、民間団体等との連携を強化し、計画の実行性を高めます。

現状と課題

重点目標1

計画の着実な進行管理が求められている

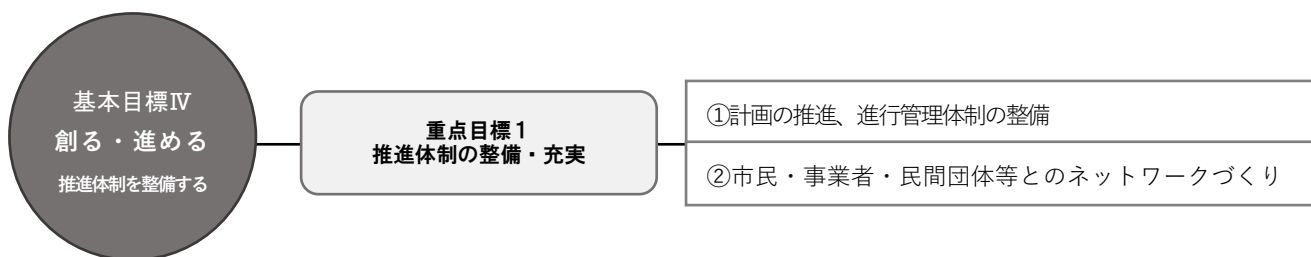
▶ 本市では「いろとりどりパレットプラン」(平成21年度)の策定後、毎年度計画の進捗管理を実施し、男女共同参画社会の実現を目指した施策を積極的に推進してきました。

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、各分野に広範囲にわたっており、これを着実に推進するためには、推進体制と進捗状況の管理体制が重要です。また、社会情勢の変化、法制度の改正などに対応し、計画の見直しを進めていくことも必要です。

一方、施策の推進にあたっては行政だけでなく、市民、事業者、民間団体等がそれぞれの立場でその目的を理解し、主体的な取組を展開することも期待されます。

国や県の計画や方針について積極的な情報収集に努め、整合性に配慮しながら施策の実現へ反映させる必要があります。

施策の体系



◆重点目標 1

推進体制の整備・充実

施策の方向性

①計画の推進、進行管理体制の整備

本市の男女共同参画の取組を着実に進めるにあたり、推進体制を整備するとともに、計画の進行管理に努めます。



継続的に「小美玉市男女共同参画推進委員会」を開催し、本市の男女共同参画の計画を推進します。また、毎年、計画の進捗状況を調査し、ホームページ等を通じて市民へ公開します。

●主な施策

推進、進行管理体制の整備

②市民・事業者・民間団体等とのネットワークづくり

男女共同参画社会の実現には、市民、事業者、民間団体等と協働が重要です。また、国・県・近隣市町村との協調も必要です。



市民、事業者、民間団体の男女共同参画に関する取組を把握するとともに、活動の支援を行い、計画推進のためのパートナーシップを強化します。また、国・県・近隣市町村の男女共同参画に関する情報収集を行い、施策に反映します。

●主な施策

市民、事業者、民間団体等との協働
国、県、近隣市町村との協調

具体的施策

重点目標1 推進体制の整備・充実

施策の方向性 ①計画の推進、管理体制の整備			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
1	推進、進行管理体制の整備	① 小美玉市男女共同参画推進委員会の開催 ・計画を着実に推進するため、委員会を継続的に開催し、検討を行います。 ② 事業実施状況の取りまとめ（毎年） ・計画の進捗状況を把握し、広報紙や市のホームページを通して市民に情報を公開します。	市民協働課
施策の方向性 ②市民・事業者・民間団体等との協働のネットワークづくり			
No.	施策	施策の内容	主な担当課
2	市民、事業者、民間団体等との協働	① 市民、事業者、民間団体等の自主的な取組への支援 ・男女共同参画に取り組みやすい環境づくりを事業者等に働きかけるため、子育て支援に積極的に取り組む「茨城県結婚・子育て応援企業表彰」の入賞事例の紹介等、情報提供に努めます。 ・男女共同参画に関する自主的な取組を行う市民、事業者、民間団体と事業を協働で行い、ネットワークづくりに努めます。	子ども福祉課 市民協働課
3	国、県、近隣市町村との協調	① 国、県、近隣市町村の男女共同参画の施策に関する情報収集 ・国、県、近隣市町村等の男女共同参画に関する施策について情報収集を行います。	市民協働課